

# 室戸市人権施策基本方針

## 第1次改定版



令和5年3月

室戸市

## はじめに

人は、誰もがかけがえのない存在であり、一人ひとりが多様な個性と豊かな可能性を有しています。「人権」は、すべての人が、人として生きていくための権利であり、誰もが生まれながらにして持っているものです。

室戸市では、平成5(1993)年に「人権擁護都市」宣言をし、平成10(1998)年に「室戸市人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。また、平成14(2002)年に「人権教育のための国連10年」室戸市行動計画、平成18(2006)年に「室戸市人権施策基本方針」を策定し、人権尊重の社会づくりに取り組んでまいりました。

「誰ひとり取り残さない」を世界共通の目標として取り組んでいるSDGsは、人権尊重が基本理念であり、この基本方針で挙げた人権課題への取組は、SDGsの目標達成にもつながる大変重要な課題です。

こうした中、新型コロナウイルス感染症拡大は、SDGsの様々な分野にも影響を与えています。中でも誹謗中傷や差別、外出自粛によるDV・性暴力、児童虐待などの人権問題、女性や子ども、非正規雇用の方々、生活困窮者、障害者、高齢者など、脆弱な立場に置かれている人々が大きな影響を受けています。

本市にとって、こうした人権問題への取組はもちろんのこと、同和問題への取組も重要です。そして、多様化していく人権課題を解決していくためには、人権教育・啓発のより積極的な取組が求められています。その取組を具体化し、効果的な推進に役立てるため、市民意識調査を実施いたしました。今回の調査結果を踏まえ改定を行ったこの基本方針に基づき、人権に関する問題を地域社会全体で取り組んでまいります。

市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、その認識が日常生活の中で確実に根付くことによって人権侵害の生じない社会の実現を目指し、市民の皆さんに「住みたい、住み続けたい」と思っただけの室戸市を創ってまいります。

結びに、この基本方針の改定にあたり調査に御協力をいただきました市民の皆様、御審議いただきました室戸市人権尊重の社会づくり協議会委員の皆様へ深く感謝を申し上げますとともに、本基本方針の実現に向けて市民の皆様、関係機関の皆様のより一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

室戸市長 植田 壯一郎

# 目 次

## 第1章 基本方針の策定にあたって

- 1 人権にかかる取組の状況 ..... 1
- 2 基本方針改定の趣旨 ..... 3

## 第2章 基本方針の考え方

- 1 基本理念 ..... 5
- 2 基本方針の性格 ..... 6

## 第3章 人権施策の基本的な方向性

- 1 人権教育 ..... 7
- 2 人権啓発 ..... 8
- 3 相談・支援体制の充実 ..... 9

## 第4章 人権課題への取組

- 1 同和問題（部落差別） ..... 10
- 2 女性 ..... 13
- 3 こども ..... 16
- 4 高齢者 ..... 19
- 5 障害者 ..... 22
- 6 感染症・疾病等 ..... 25
- 7 外国人 ..... 28
- 8 犯罪被害者等 ..... 31
- 9 インターネットによる人権侵害 ..... 34
- 10 災害と人権 ..... 37
- 11 性的指向・性自認 ..... 39
- 12 さまざまな人権課題 ..... 42

## 第5章 推進体制

- 1 市の推進体制 ..... 44
- 2 国・県等行政機関との連携 ..... 44
- 3 市民・企業・関係団体等との連携 ..... 44

## 資 料

- 世界人権宣言 ..... 45
- 日本国憲法（抄） ..... 48
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 ..... 49
- 障害を理由とする差別の解消に関する法律 ..... 50
- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 ..... 54
- 部落差別の解消の推進に関する法律 ..... 56
- 室戸市人権尊重の社会づくり条例 ..... 57
- 室戸市人権尊重の社会づくり協議会規則 ..... 58

# 第 1 章 基本方針の策定にあたって

## 1 人権にかかる取組の状況

### (1) 国際的な動向

昭和23(1948)年12月10日第3回国際連合（以下、国連）総会において20世紀における二度の世界大戦の経験から、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言の第1条には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたわれています。

その後、世界人権宣言を具体化するため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」、「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」など数多くの条約や規約が採択され、国際的な人権規範の整備が行われてきました。

人権教育・啓発については、平成6(1994)年12月の第49回国連総会で、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間で「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、各国でも行動計画を決めて実行していくことを求めました。平成16(2004)年12月の国連総会では「人権教育のための国連10年」の終了を受け、引き続き人権教育を発展させるために、「人権教育のための世界計画」を採択しました。この計画においては5年ごとに段階（フェーズ）を区切り、世界的な枠組みの中で人権教育の取組が推進されてきました。

また、平成27(2015)年9月の国連総会では、2030年までの国際目標であり、すべての人々の人権が尊重される世界を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、貧困や不平等からの解放、平和で公正な社会の実現といった目標を設定し、地球上の誰一人取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた具体的な取組が積極的に進められています。

### (2) 国内の動向

このような国際的な人権尊重の流れの中で、わが国においても日本国憲法に定められた基本的人権を具体的に保障するため、人権に関する条約への批准や加入に伴い国際社会の一員としての役割を果たすとともに、国内における人権課題の解決を図ってきました。

特に日本固有の人権問題である同和問題について、昭和40(1965)年の「同和対策審議会答申」で、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとされ、これを受けて昭和44(1969)年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、各種の特別対策を実施してきました。

人権教育・啓発については、平成12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発に関する理念が明示されるとともに、国・地方公共団体・国民の責務が明確化されました。これを受け平成14(2002)年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権尊重の理念の下、人権教育・啓発の総合的・計画的な取組が進められています。

しかし、近年の社会情勢の変化に伴い、インターネットを悪用した人権侵害、いじめ、ハラスメント、ヘイトスピーチ等、新たな人権課題が生じています。こうしたことを背景に、平成28(2016)年4月に「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」、6月に「本

邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が、12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が相次いで施行されました。

また、令和元(2019)年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（女性活躍推進法）」、令和2(2020)年には「改正労働施策総合推進法」が公布され、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント防止対策の法制化が行われました。

### (3) 室戸市の取組

本市の人権問題に関する取組は、昭和40(1965)年の国の同和対策審議会答申を踏まえて推進してきた同和行政から始まり、昭和63(1988)年には「人権モデル地区」の指定を受け、人権尊重の地域社会を目指すために、室戸市議会において人権宣言に関する決議がされています。

また、平成5(1993)年にはすべての市民の人権が等しく保障されるために必要な教育、啓発等の活動の充実強化を推進するために「人権擁護都市」を宣言するとともに、女性、こども、高齢者、障害者などの人権について、それぞれ課題ごとの諸施策に取り組んできました。

これまでの取組と並行して、本市に暮らすすべての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切に、大切にされる人権尊重の社会を築くことを目的として、平成10年に「室戸市人権尊重の社会づくり条例」を制定、さらに、人権に関する施策を積極的に推進し、企業や市民がそれぞれの立場で自主的な取組を進めていくため、平成14年に「人権教育のための国連10年」室戸市行動計画を策定し、人権を本市の主要な施策と位置づけ、人権教育・啓発の推進に積極的に取り組んできました。

そして、平成18(2006)年には人権尊重の社会づくりの総合的な施策を推進するため「室戸市人権施策基本方針」を策定し、「人権が尊重される社会」を目指しています。この基本方針に示したそれぞれの人権課題の解決のための実施計画として、平成26(2014)年に「室戸市人権施策推進計画」（3か年計画）を策定し、以降、3年ごとに推進計画を策定しながら実効性のある事業の実施に取り組んでいます。この推進計画では、人権施策を担当する部署が全庁的に連携を図りながら事業を推進するために毎年事業の実施状況をまとめ、新たな課題を検証しながら、多様化する市民ニーズに応え、社会情勢の変化に迅速に対応できるよう計画の見直しを行うなどの取組を進めています。

また、平成20(2008)年には「室戸市男女共同参画プラン」を策定し、平成30(2018)年の第1次改定を経て、現在、令和4(2022)年3月策定の「室戸市男女共同参画プラン2022」により男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。

さらに、国連で採択されたSDGsの17目標のうち、特に人権に関する目標について、国・県と連携しながら取り組んでいきます。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



■SDGs 17のゴール 出典：国際連合広報センター WEBサイトより

## 2 基本方針改定の趣旨

本市では、すべての市民の基本的な人権が尊重される社会づくりを推進していくための指針として、平成18(2006)年に「室戸市人権施策基本方針」を策定しました。この基本方針に基づいて人権意識の醸成を図り、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者にかかる重要な人権課題のほか、あらゆる人権課題について人権教育・啓発活動を推進してきました。

これまでの人権が尊重される社会を目指した取組により、差別の不当性や人権の大切さについて市民の理解は一定進んでいることが市民意識調査（令和4年3月に実施）の結果からうかがえます。しかしながら、差別意識の潜在化傾向がみられる同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者などに対する差別や偏見は今なお存在しています。

平成18(2006)年10月の基本方針策定から15年以上が経過し、人権を取り巻く環境が複雑・多様化している状況の変化を踏まえ、これからの取組の方向性などについて見直すこととしました。

今回の基本方針の改定においては、これまでの取組の成果、課題、令和4年3月に行った人権に関する市民意識調査を踏まえ、人権に関する国・県の法令、計画等の内容も盛り込んだものとし、そして新たに、近年社会的に注目されるようになった問題として、「感染症・疾病」、「外国人」、「犯罪被害者等」、「インターネットによる人権侵害」、「災害と人権」、「性的指向・性自認」を主要課題として位置づけ、それぞれの現状と課題、推進方針を定めました。

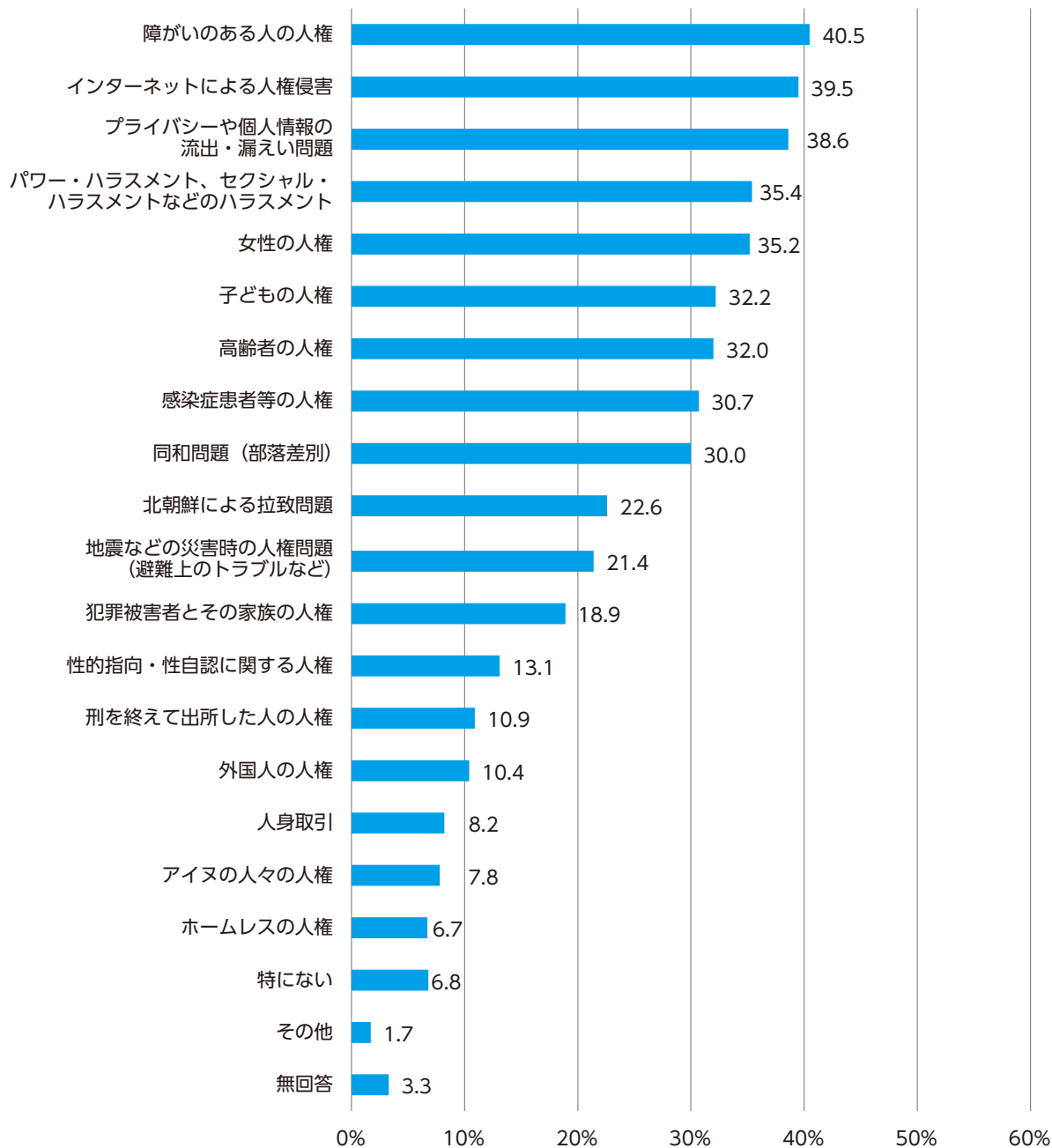
そして、様々な人権問題として、「アイヌの人々」、「ハラスメント」、「ホームレス・生活困窮者」、「ひきこもりに関する問題」、「人身取引」、「北朝鮮による拉致問題」についても記載しました。

また、「人権教育のための国連10年」室戸市行動計画と「室戸市人権施策基本方針」の、両者の趣旨を継承しながら発展的に一本化する形とし、現在の社会状況や近年の人権問題の実態に対応するため見直しを行い、更なる人権施策の充実に取り組みます。



市民意識調査では、どのような人権問題に関心があるのかの問に対して「障がいのある人の人権」が最も多く、次いで「インターネットによる人権侵害」、「プライバシーや個人情報の流出・漏えいの問題」、「パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント」、「女性の人権」の順で市民の関心を高めています。(図1)

(図1) 日本の社会には様々な人権問題がありますが、あなたはどのような問題に関心がありますか。  
(○はいくつでも)



(注) 複数回答のため合計は100%を超えます。

■全体 (n=704)

※室戸市「人権に関する市民意識調査」より (図表中の字句については調査時のものを記載しています。以降の図もすべて同様)

※ 「人権に関する市民意識調査」

実施機関：室戸市人権啓発課

調査年月：令和4(2022)年3月

対象：室戸市在住の18歳以上の男女2,000人

有効回答数：704人

## 第2章 基本方針の考え方

### 1 基本理念

人権とは、一人ひとりが人間の尊厳に基づいて、生まれながらに持っている固有の権利であり、すべての人々が生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。日本国憲法において、基本的人権の尊重は国民主権や平和主義とともに、三大原則の一つとなっています。すべての人は、人間として皆同じ権利を有しており、一人ひとりがかけがえのない存在であるということ認識し、それぞれの個性や価値観などの違いを認め合い、多様性を尊重する必要があります。このため、一人ひとりが自分の権利のみならず他人の権利についても深く理解するとともに、互いに人権を尊重し合うことが重要です。

室戸市人権尊重の社会づくり条例は、その前文で、「市民のお互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる社会をつくる」、「私たちすべての市民は、豊かな自然と歴史と文化を育んできたふるさと室戸において、共に力を合わせ、人権という普遍的な文化の創造を目指し、人権が尊重される社会づくりを進めていく」とうたっています。また、第1条では、市及び市民は、人権が何よりも尊重される社会づくりの実現に寄与することを目的としています。

こうした条例の目指す人権尊重の社会を実現するため、次の4項目を基本理念として施策を推進します。

#### ① 一人ひとりが尊重され、自己実現を図ることができる、活力ある地域社会の創造

人間としての尊厳や個性が尊重され、自己実現に挑戦することで、新しい価値を創造し、多様性と独創性を発揮できる、活力のある地域社会を目指します。

#### ② 市民の誰もが社会の一員として等しく参加・参画できる公正な地域社会の創造

性別や年齢、障害の有無、社会的身分、宗教、国籍等にかかわらず、すべての市民が社会に参画できる公正で自由平等な社会を目指します。

#### ③ 多様な価値観、個性が尊重され、共に暮らせる地域社会の創造

市民一人ひとりが、それぞれの個性や生き方の違い、多様な価値観や文化をお互いに認め合い、助け合いながら、共に生きる共生の社会を目指します。

#### ④ 市民、事業所、行政がともに取り組む人権尊重の地域社会の創造

人権に関する問題を地域社会全体として取り組み、行政はもとより市民、地域のボランティア団体、学校、事業所、公共的団体、NPOなどとの連携・協働を通じて、相互に協力・支援し合いながら、人権が尊重される地域社会を目指します。



## 2 基本方針の性格

この基本方針は、「室戸市人権尊重の社会づくり条例」第4条に定められた本市の人権施策の総合的な施策を推進するためのものです。そして、「室戸市総合振興計画」等、関連する現在の計画等との整合性を保ち、本市で実施する諸施策における人権教育・啓発分野に係る基本的な指針となるものです。

市は、「人権尊重の社会づくり」に向け自覚と使命感を持ち、人間としての尊厳や個性を尊重し、新しい価値の創造や、多様性と独創性が発揮できる活力のある地域社会を目指します。そして、一人ひとりを大切にするという視点から、すべての市民が社会に参画できる公正で自由平等な社会をつくるため、行政のあらゆる分野において教育及び啓発に係る施策を実施し、市民の人権意識の高揚に努めます。

市民（市民及び市内に事業所等を有する団体等）の役割としては、自らが「人権尊重の社会づくり」の担い手であることを認識し、人権尊重の意識の向上に努め、市が実施する施策に協力するとともに、それぞれが人権を尊重し、支援し合いながら、人権が尊重される地域社会を目指していくことが期待されます。

# 第3章 人権施策の基本的な方向性

人権施策とは人権尊重の社会を目指す様々な取組をいいます。「人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり」を実現するためには、人権の意義やその重要性が知識として身につくよう人権教育・啓発活動を創意工夫しながら行う必要があります。

また、市民一人ひとりが人権問題に関心を持ち、自らの問題として人権尊重についての理解と認識を深め、主体的に考えて行動することが重要です。

## 1 人権教育

人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」）を意味し、生涯学習の視点に立って幼児期からの発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する国民相互の理解を深め、これを体得できるようにすることとされており、基本的人権の尊重の精神を正しく身につけることを目的としています。

市民一人ひとりが人権問題を自らの問題として気づき、学び、行動できるよう、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場を通じた人権教育を推進し、様々な機会と場を通じて市民の自主的、主体的な取組への支援と連携を図ります。

### (1) 学校教育における取組

学校教育においては、こどもたちの発達段階等を踏まえて、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を向上させるため、こどもたちの人権感覚を育む環境づくりに努めるとともに、こども同士や教職員、保護者等との関わりを通じて、自分を大切にし、相手の個性を認め尊重する気持ちを育てる教育を進めていきます。

「命の大切さや人の心の痛みが理解できる感性」、「思いやりの心」、「違いを認めお互いの人格を尊重する心」などの豊かな人間性を養うためには、自己理解や他者との交流が必要です。そのためには、家庭や地域などとの協力・連携を深め、ボランティア活動や高齢者、障害のある人との交流など、様々な体験学習の機会が得られるよう努めます。そして、自ら学び自ら考える力、豊かな人間性などの育成を目指して人権教育の一層の充実を図ります。

また、中学校区を単位として、校区内の保育所(園)、小学校、中学校の連携を充実させ、教職員間の情報の共有化を図りながら広い視野に立った指導や支援を行います。また、人権教育の推進にあたっては、人権教育の担い手となる教職員の役割と自覚が重要となることから、教職員が人権に関する正しい理解と認識を深めることができるよう、資質や指導力の向上を図る人権研修の推進や、自己研鑽への支援などに努めていきます。

### (2) 社会教育における取組

地域社会は、人々との日常の交流を通じて、善悪を判断し、お互いの人権を尊重する意識や相手を思いやる心を育む学習の場です。また、家庭は、家族間でのふれあいを通じて、他者への思いやりや生命の尊重、人間の尊厳など、人権に関する基本的な学習の場として、さらに、人格を形成す

る場として、重要な役割を担っています。

これまで、公民館などの社会教育施設において人権に関する学習機会の提供や、地域住民が交流する活動を通じて、人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んできました。

地域や家庭においては、日常生活の中で偏見や差別の不当性を見極め、公平・公正に行動ができるよう、人権尊重の理念について理解を深めることが重要であることから、これからも家庭や学校、地域に暮らす人々が生涯を通じて人権について学んでいけるよう、学習機会の提供と充実に取り組めます。

## 2 人権啓発

### (1) 市民への啓発

すべての市民が、お互いの人権を尊重し、認め合い、誇りをもって生きることができる社会の実現には、市民一人ひとりが様々な人権問題を自分自身の課題として、また人権尊重の理念について理解を深められるよう、人権啓発の活動をより効果的に推進することが必要です。

人権尊重の意識が態度や行動として日常生活のなかに現れるよう、あらゆる機会や媒体を通じて、人権意識を高める啓発活動を推進します。

現在、啓発事業として実施している、「部落差別をなくする運動」強調旬間事業・人権週間事業による記念講演会や街頭啓発パレード、また、広報誌等による啓発や研修事業の人権に対する基本的な知識を習得できる啓発は、自他の生命の尊さや一人ひとりがそれぞれの違いを認め合い、尊重し合うことの大切さを伝えるために重要な役割を果たしています。

今後も、これらの啓発事業を推進していくとともに、人権に関する情報の収集、広報誌・ホームページ・市民館だよりなどを通じた情報発信など、市民の人権意識の高揚を図ります。

### (2) 企業（職場）等への啓発

地域や社会へ大きな影響力を持つ企業においては、商品やサービスの安全性、環境への取組、個人情報保護、公正な採用、セクシュアル・ハラスメント\*、パワー・ハラスメント\*、高齢者や障害者の雇用など、様々な人権問題が重要な課題となっています。このため、企業等においては自主的、計画的、継続的な啓発活動が求められています。

また、企業等は人権問題解決に向けての社会的責任の自覚を深めると同時に、経営者及び従業員の一人ひとりが、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、あらゆる差別をなくしていこうとする姿勢と実践力を高めることが必要です。

市は、企業等の取組の支援とともに、人権に関する講演会、研修会等への参加の呼びかけや、各種啓発資料等の配布など、人権尊重の社会づくりへの積極的な参画を働きかけていきます。

---

#### ※セクシュアル・ハラスメント

職場や教育現場、家庭などを含む日常生活において性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えること。

#### ※パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

### (3) 特定職業従事者への啓発

特定職業従事者である市職員、教育関係職員、医療・保健福祉関係職員、消防職員等は特に人権に関わりが深く、より高い人権意識をもって職務に従事することが求められています。

そのため、人権が尊重される社会の実現に向けては、市民一人ひとりの人権意識を高めていくことが重要ですが、特に特定職業従事者が、人権問題に対する正しい知識と理解を深め、豊かな人権感覚と高い人権意識を身につけることができるよう、人権教育及び人権啓発・研修を推進します。

## 3 相談・支援体制の充実

多様化、複雑化する様々な人権問題の相談に適切に対応していくには、相談窓口でその職務に携わる職員の資質向上の充実に努めるとともに、各相談機関や支援体制の周知を図ります。

そして、それらの相談に応じた支援につなげるため、法務局をはじめとする相談機関のネットワークの充実に努めるとともに、国・県の関係機関や民間団体等の連携に努めます。

また、相談業務に携わる一番身近な市民館職員等の資質向上に努めます。

# 第4章 人権課題への取組

## 1 同和問題（部落差別）

### （1）現状と課題

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分制度により、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれ、今なお社会生活において自由や平等な取り扱いが完全には保障されていない実態が残っているという日本特有の最も深刻にして重大な人権課題です。

昭和44(1969)年「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来、同和問題の解決を市の重要課題として位置付け、同和地区における生活環境等の基盤整備を進めるとともに、人権意識の高揚を図るための人権教育・啓発にも努めてきました。その結果、生活環境整備、産業・就労対策等の基盤整備は大幅に進み、地域間格差はみられるものの改善されてきました。

しかし、心理的な差別の解消には至っておらず、今なお、結婚や就職における差別、そうした差別に繋がる身元調査、差別的な言葉を用いて他者を攻撃したり蔑んだりする言動等、また社会の情報化が加速する中、インターネット上では部落差別を助長、誘発する悪質な情報の摘示や拡散など、許されない事象も起きており、同和地区や同和地区出身者に対する差別意識と偏見が依然として根深く残されている現状があります。

平成28(2016)年には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、現在もなお部落差別が存在していることが明記され、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、国や地方自治体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実や、教育及び啓発を行うことを定めています。

また、住環境整備をはじめとする残された課題解決については、地域の状況や事業の必要性を把握するとともに、その解決に向けた取組を計画的・総合的に推進し、差別のない社会の実現に努めます。

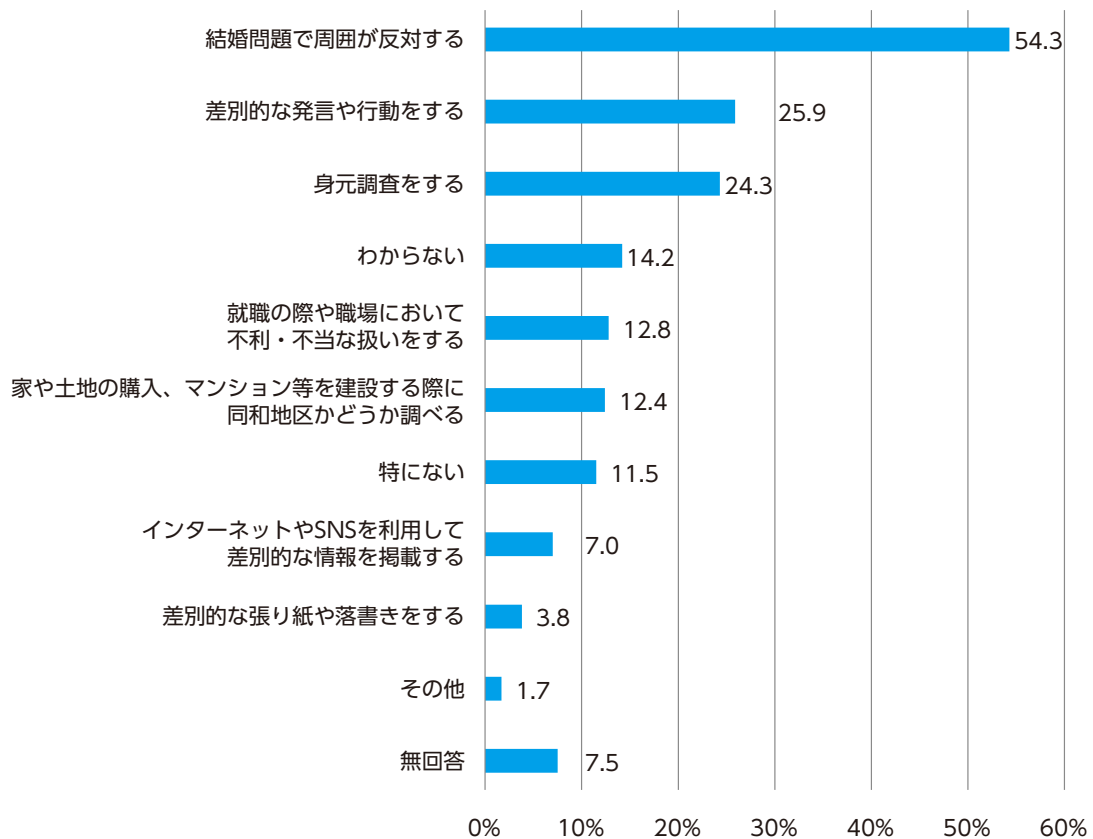
市民意識調査では、同和地区や同和地区出身者ということに気にしたり、意識したりすることがあるのか尋ねたところ「気にしたり、意識することはない」が51.1%と半数を占める一方で、「結婚するとき」が27.4%、「仕事上でかわりをもつとき」が12.2%と、何らかの形で意識をすることがあるという回答でした。

また、同和問題（部落差別）に関する事柄で、人権が尊重されていないと思うのはどのようなことかの問いにも「結婚問題で周囲が反対する」が54.3%を占め、次いで「差別的な発言や行動をする」、「身元調査をする」という回答が多くありました。（図2）

このように、「部落差別解消推進法」が「現在もなお部落差別が存在する」と明記したように、部落差別は過去の問題ではなく、今なお存在する現実の課題であることを再認識し、市民一人ひとりが部落差別の解決を自らの課題として受け止め、家庭、学校、地域、職場等、あらゆる場において部落差別に対する正しい理解や関心が高まるよう、より一層の教育・啓発を推進することが必要です。

(図2) 同和問題(部落差別)に関する事柄で、人権が尊重されていないと思うのはどのようなことですか。

(〇は3つまで)



(注) 複数回答のため合計は100%を超えます。

■全体 (n=704)

## (2) 推進方針

同和問題に関する差別意識の解消に向けて、市民一人ひとりの理解と人権尊重の意識が深まるよう、あらゆる機会を通じて教育・啓発活動を推進します。

### ① 教育

#### ア 就学前教育

就学前教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、保育所等においては、体験や遊びを中心とする生活の場で、一人ひとりの特性や育ちにに応じた支援を行うことによる豊かな人権感覚の芽生えを育むための保育・教育を推進します。

#### イ 学校教育

保育所、小学校、中学校、高等学校の連携、保育所及び学校と家庭・地域との連携を図りながら差別を解消し、人権が尊重される社会づくりに向けて行動できる力を育む教育を推進します。



## ウ 社会教育

生涯学習の視点に立ち、それぞれの時期、段階に応じた学習機会の提供や、地域的な課題と結びついた内容を積極的に取り上げるなど、学習者が意欲を持ち差別を解消するために行動することができる学習内容などの充実を図ります。

### ② 啓発

「部落差別をなくする運動」強調旬間や「人権週間」における街頭啓発パレード、記念講演会、事業所啓発等、様々な事業への取組を充実させ、多くの市民に参加していただけるような事業実施と啓発に努めます。

市民館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として、重要な役割を担っています。生活上の相談や人権にかかわる相談などの各種相談業務や訪問活動、人権課題についての講演会や学習会を開催するなど啓発事業の充実を図ります。また、市民館だよりによる啓発にも努めます。

## 2 女性

### (1) 現状と課題

日本国憲法や世界人権宣言は男女の同権・平等を定め、昭和60(1985)年に批准した「女子差別撤廃条約」は、社会の様々な場面における女性差別の禁止と男女の完全な平等の達成に貢献することを求めています。

国においては、昭和61(1986)年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」、平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」を施行し、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を21世紀の重要課題と位置付けました。

さらに平成28(2016)年には、仕事で活躍したいと希望するすべての女性が個性や能力を存分に発揮できる社会の実現を目指した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を施行、平成30(2018)年には、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を施行し、男女平等社会の実現に取り組んでいます。

しかし、男女共同参画社会基本法が成立してから20年以上が経ち、女性の活躍が国の重要課題として推進される今日においても、社会で女性の力が十分に発揮されているとは言い難く、ジェンダー\*（社会的・文化的に形成された性）に基づく格差や不平等、困難が山積しています。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、雇用環境の悪化やDV（ドメスティック・バイオレンス）\*の深刻化、固定的性別役割分担の背景による家庭生活の負担増、生理の貧困など、特に女性に対して深刻な影響を及ぼしています。

市民意識調査では、女性の人権が尊重されていないと思うことについて、「女性の活躍に影響を及ぼす古い考え方や社会通念、慣習、しきたりが残っている」の回答が最も多く、次いで「男女の固定的な役割分担意識」となっています。（図3）

また、令和2年度に行った室戸市男女共同参画社会に関するアンケート調査でも、固定的な性別役割分担意識や男性が優遇されていると感じている市民が多く、家庭や職場、地域など様々な場でその意識は根強く残っています。固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消に向けて、男女ともに固定観念を払拭し、意識を変革していくことが大きな課題となっています。

男女が対等で互いに尊重し合える共生社会づくりのためには、教育や啓発による意識改革だけでなく、育児や介護の負担を軽減させるための施策の充実など具体的な条件整備を進めていく必要があります。

---

#### ※ジェンダー

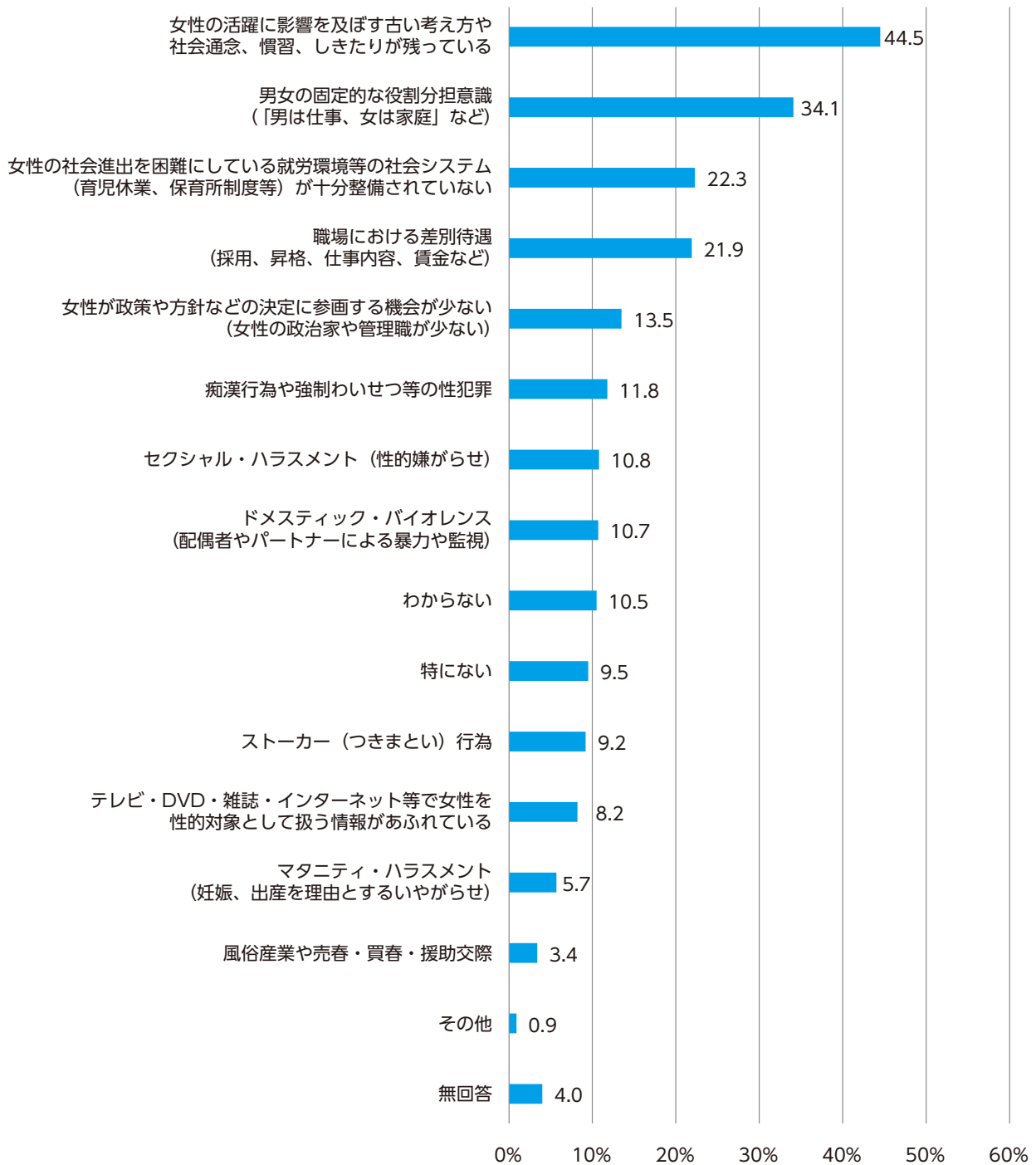
「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような、男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。

#### ※DV（ドメスティック・バイオレンス）

Domesutic Violenceの略で、配偶者や交際相手など親密な関係にある、又はあった者から受ける身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(図3) あなたは、女性の人権が尊重されていないと思うのはどのようなことですか。

(○は3つまで)



(注) 複数回答のため合計は100%を超えます。

■全体 (n=704)

## (2) 推進方針

あらゆる分野での女性の活躍や性別にかかわる人権侵害（ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等）解消のための教育・啓発活動を推進するとともに、雇用における男女の公平性を確保するための取組のほか、女性の職業能力開発・就業支援や、男女が共に働き続けるためのワーク・ライフ・バランス<sup>\*</sup>を進めるため、令和4(2022)年3月に改定された「室戸市男女共同参画プラン2022」に基づいて、固定的な性別役割分担にとらわれず男女が互いの人権を尊重する教育・啓発の推進に向けた取組を推進していきます。

### ① 教育

#### ア 就学前教育

友達と、様々な心動かす出来事を共有し、お互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに関心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、お互いが認め合う心情を育むための保育・教育を推進します。

#### イ 学校教育

すべての教育活動において、児童生徒が男女平等についての理解を深めるよう、また、固定的な役割分担意識にとらわれることなく、勤労観や職業観、人生観や家庭観を身に付けるための教育を推進します。

#### ウ 社会教育

公民館活動等において、男女の自立や協力を目指した教育の充実や、女性の社会参画のための講座の開設、学習活動の支援を行います。

### ② 啓発

「男女共同参画週間」に併せて啓発事業を実施し、「室戸市男女共同参画プラン2022」を市民に広めるとともに、女性の人権についての意識の高揚に取り組みます。

また、「こうち男女共同参画センター『ソール』」とも連携し、研修事業による啓発に努め、女性が抱える様々な困難に対して、関係機関や相談窓口の周知を図り、適切な支援を行います。

---

#### ※ワーク・ライフ・バランス

誰もが仕事と仕事以外（家庭生活・地域活動・自己啓発など）の活動の両方を、自らが希望するバランスで生活できる状態（仕事と生活の調和）。働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会を作り、一人ひとりが意欲をもって働きながら豊かさを実現して暮らせるようになることを目指すもの。

## 3 こども

### (1) 現状と課題

平成元(1989)年、国連総会において、18歳未満のすべてのこどもの基本的人権を尊重することを目的に、「子どもの権利に関する条約(子どもの権利条約)」が採択されました。この条約は、こどもの尊厳を守り、生存、保護、発達などの権利が保障されることを規定しています。わが国では平成6(1994)年に批准されました。また、増加する児童虐待防止のため、平成12(2000)年には、「児童虐待の防止等に関する法律」を施行、平成20(2008)年には「児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、児童虐待防止対策が強化されました。

近年のいじめの形態として、暴力的ないじめ以外にも、インターネットの掲示板やサイトへの匿名性を利用した個人を攻撃する書き込みによる心理的ダメージを与えるようないじめが存在しています。このようないじめは、児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格に重大な影響を与える恐れがあることから、平成25(2013)年に「いじめ防止対策推進法」が施行され、児童等の尊厳を保持し、いじめの防止等のための対策を総合的、かつ、効果的に推進することとされています。

さらに、平成26(2014)年には、「児童福祉法」が改正され、こどもが権利の主体であること、その意見が尊重されること、最善の利益を優先されることが明確に示されました。また、令和元(2019)年にも改正が行われ、親権者による児童のしつけに対して体罰を加えてはならないなどの児童の権利擁護や、児童相談所の体制強化、関係機関間の連携強化について規定されました。

少子化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化などにより地域や家庭での子育て力・教育力が低下する中、いじめ、不登校、ヤングケアラー<sup>\*</sup>、ひきこもり、貧困、虐待、児童ポルノなど、こどもたちを取り巻く環境はますます厳しく、深刻な社会問題となっています。

市民意識調査では、こどもの人権が尊重されていないと思うことについて、「子ども同士が「暴力」や「仲間はずれ」「無視」などのいじめをしたり、させたりする」の回答が最も多く、次いで「保護者などが身体的、心理的(過度の放任や無視を含む)、性的に虐待する」、「周りの人が、いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」の順となっています。(図4)

全国的にいじめや虐待を苦にした自殺事案も後を絶たない状況であり、本市でも対策の強化が求められています。

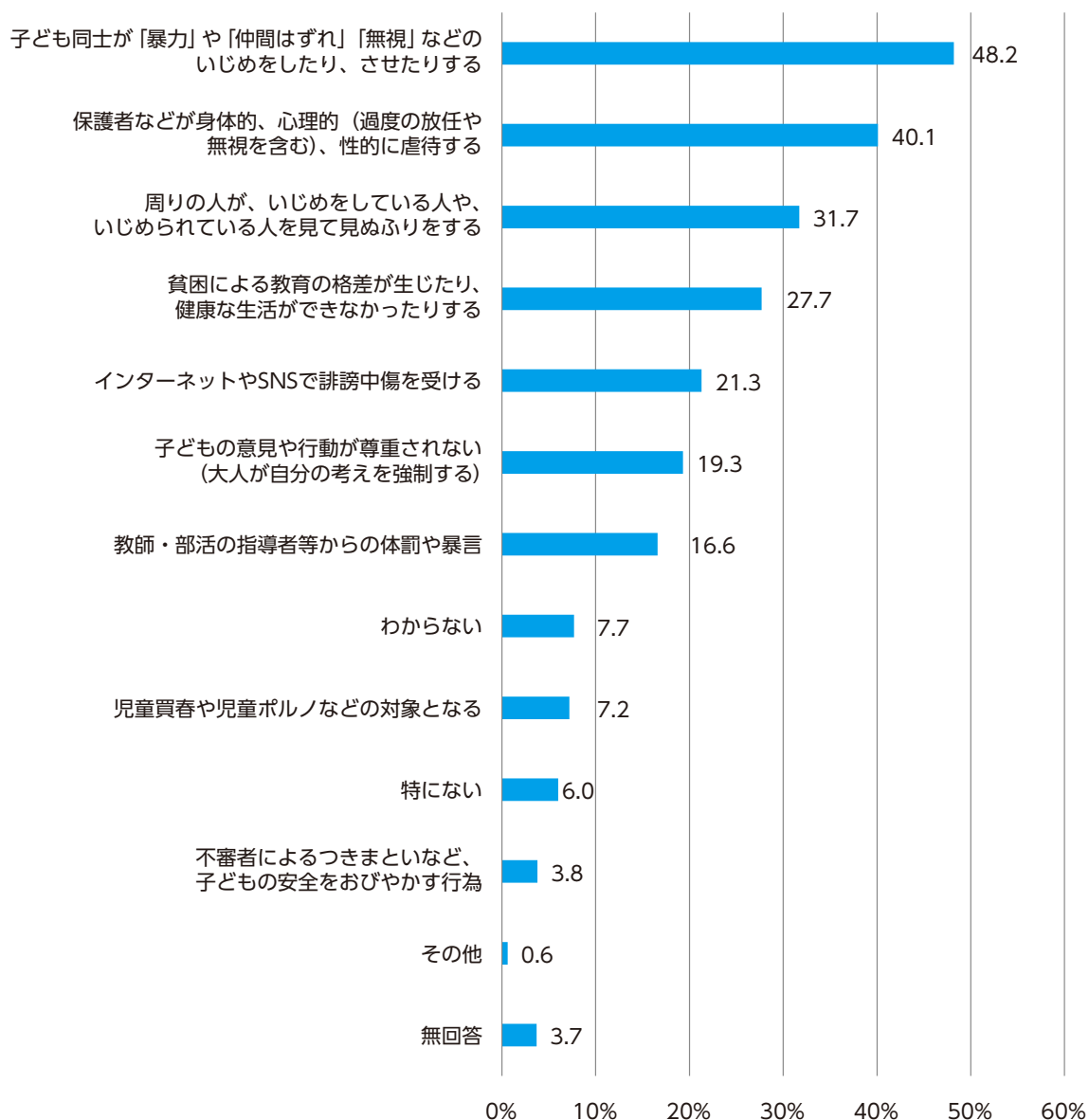
---

<sup>\*</sup>ヤングケアラー

一般的に、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護等のサポートなどを行っている18歳未満のこどものこと。

(図4) あなたは、子どもの人権が尊重されていないと思うのはどのようなことですか。

(○は3つまで)



(注) 複数回答のため合計は100%を超えます。

■全体 (n=704)

## (2) 推進方針

こどもは生まれながらにして一人ひとりがかけがえのない存在であるという認識のもと、こどもの権利の保障とこどもの人権尊重についての教育・啓発活動を推進します。また、様々な悩みや不安を抱えるこどもや親を総合的に支援するため、教育委員会、福祉事務所、児童相談所、警察をはじめとする行政機関や、医療機関、学校、保育所、地域などとの連携強化を図るとともに、令和2年3月に策定された「第2期室戸市子ども・子育て支援計画」を基にこどもが心身ともに健やかに成長できる社会の実現を推進していきます。

児童虐待の発生予防から、虐待の早期発見・早期対応、虐待を受けたこどもの保護・家庭復帰支援・自立支援に至るまで切れ目のない重層的な支援体制を充実させます。また、様々な機会を通じて啓発活動を推進し、こどもが健やかに成長できる社会の実現を推進していきます。



## ① 教育

### ア 就学前教育

発達の過程や生活環境などを把握し、一人ひとりのこどもの特性等に十分配慮するとともに、こどもの人権を尊重した保育・教育を推進します。

### イ 学校教育

地域とともにある学校づくりを通じて、家庭や地域との連携を図り、こどもの思いや願いを受け止めるとともに、一人ひとりを大切にする教育の推進を通じて、こどもたちが生き生きと安全に安心して生活できる環境を整備します。

また、いじめや不登校などの対策として、児童生徒の理解に努め、問題行動等の予防、早期発見・早期対応のための校内支援体制の充実を図ります。

### ウ 社会教育

こどもたちが、様々な生活体験や自然体験を通じて、お互いの人権を尊重する人間関係を築いていけるよう、青少年教育施設での体験活動の充実や放課後のこどもの居場所づくりと学びの場の充実、スポーツ少年団・各種サークルの育成や環境の整備に努めます。

こどもたちの活動中に、暴言や暴力行為等、不適切な事象が起こらないよう、関係団体とも連携を図り、指導者等に対する研修や啓発資料の配布等を行っていきます。

また、家庭や地域、学校が相互に連携し、こどもの人権を尊重する取組を進めるとともに、学習機会の提供や啓発資料の配布を行うなど、自主的な学習を支援します。

## ② 啓発

本市の少子高齢化において、次代を担う大切なこどもたちの「心身ともに健やかなこどもの育成」は、地域社会全体で子育てに関わっていくことが重要になります。「こどもの最善の利益」を尊重するためにも、子育て情報の提供、子育て相談窓口の整備、育児中の家庭への支援、相談体制の充実を図るとともに、それらの施策について広報やホームページ等での啓発を行います。

また、保育・学校・関係機関等とも連携し市民館活動や市民館だよりを活用するなど、あらゆる機会を通じて啓発活動を推進します。

## 4 高齢者

### (1) 現状と課題

急速な高齢化は、団塊世代が令和7(2025)年に75歳以上となり、団塊ジュニア世代が令和22(2040)年に65歳以上となることから、今後さらに進行していくことが見込まれています。

本市の高齢化率は令和2(2020)年に50.4%を超え、年々上昇するとともに高齢単身世帯や高齢夫婦世帯も増加しています。高齢者が安全・安心に暮らすことができるようハード・ソフトの両面からの取組が求められています。

こうした中、国は平成18(2006)年に高齢者への尊厳保持と虐待防止を目的として「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」を施行しました。

高齢者や高齢者介護を取り巻く環境が大きく変化する中、高齢者がこれまで培った知識と経験を生かして社会参加する機会の確保や、家庭や地域社会の中での高齢者との日常的な交流の促進、介護サービスの質の向上など、高齢者の尊厳を支える地域づくりが求められています。

また、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、保健福祉サービスや生きがいを持って社会参画ができるような支援の充実を図っていく必要があります。

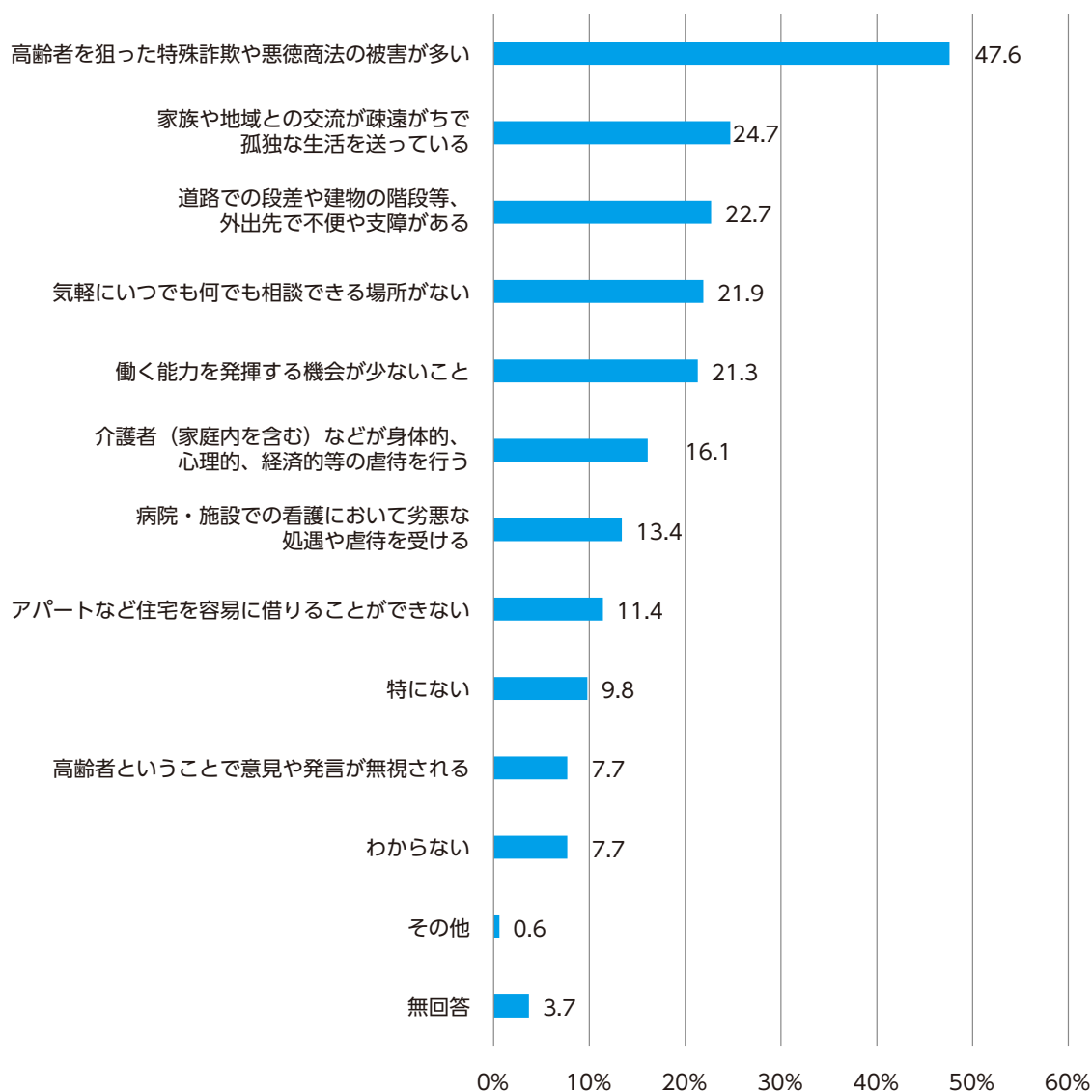
市民意識調査では、高齢者の人権が尊重されていないと思うことについて、「高齢者を狙った特殊詐欺や悪徳商法の被害が多い」の回答が最も多く、次いで「家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている」、「道路での段差や建物の階段等、外出先で不便や支障がある」の順となっています。(図5)

高齢者の家族関係や雇用環境の変化に伴い、地域社会とのかかわりが疎遠になりつつあり、また高齢に伴う身体や認知機能の衰えにより、特殊詐欺や虐待、孤独死等高齢者の生活には様々な課題があります。

高齢者の人権を守るために必要なこととして、「高齢者を地域で支える仕組みの整備」や「道路や交通機関、建物などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など高齢者が生活しやすいまちづくりの推進」への取組が、高齢者が生活しやすいまちづくりの推進につながります。そして、高齢者の人権の擁護と身近な相談窓口の充実、自立できる日常生活、社会生活の確保が求められています。

(図5) あなたは、高齢者の人権が尊重されていないと思うのはどのようなことですか。

(○は3つまで)



(注) 複数回答のため合計は100%を超えます。

■ 全体 (n=704)

## (2) 推進方針

本市における高齢者への保健福祉サービス等については、令和3(2021)年3月に改定した「第8期室戸市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき推進しています。

高齢になっても、それぞれの能力に応じて健康で明るく自立した生活ができるよう、限りある社会資源を効率的、かつ、効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみにとどまらず、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービス等が包括的に確保される地域包括ケアシステムをより一層、深化・推進し、地域共生社会の実現を目指します。

住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、高齢者の尊厳を大切にする社会意識の醸成と高齢者の人権に対する理解を深め、権利擁護についての啓発や認知症についての正しい知識の普及等に努め、市民一人ひとりの理解と人権尊重の意識が深まるよう、あらゆる機会を通じて教育・啓発活動を推進します。

また、高齢者が生涯を通じて活動や生活ができる地域づくりを推進するとともに、高齢者自身が自ら培った技能や知識を生かしながら社会を支える一員として活躍できるよう、就業機会確保への支援や社会参加のための環境づくりに取り組みます。

介護が必要になった時には、自らの意思でサービスを選択し、介護保険サービスを円滑に利用することができるよう体制充実を図ります。また、介護離職問題や介護人材の確保といった諸問題について、国・県と施策の連携を図りながら取り組みます。

## ① 教育

### ア 就学前教育

高齢者等と世代間交流事業を実施することにより、自分の感情や意思を表現しながら共に楽しみ、共感しあう体験を通じて、親しみを持ち、人とかかわることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができる保育・教育を推進します。

### イ 学校教育

高齢者とのふれあいや高齢者疑似体験等を通じて、世代を超えた共感や思いやる心を育てます。

### ウ 社会教育

公民館活動や各団体等において、高齢社会の問題点や高齢者のおかれている社会的状況など、高齢者に対する理解を深めるための学習機会の提供や充実を図り、高齢者の持つ豊富な知識や経験を生かした世代間交流の機会を設けます。

## ② 啓発

高齢者が安心して暮らせる地域共生社会の実現に向け、地域包括支援センターの事業や地域包括ケアシステム、生活支援事業等の周知に取り組むとともに、高齢者の理解や高齢者の人権に関心を持ち地域ぐるみで支え合うことができるよう広報やホームページ、市民館活動や市民館だよりを活用するなど、あらゆる機会を通じて啓発活動を推進します。

## 5 障害者

### (1) 現状と課題

平成18(2006)年、国連総会において採択された、障害者の権利及び尊厳を保護し促進することなどを目的とする「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」は、障害者のあらゆる人権と平等の享有、固有の尊厳の尊重を促進することなどを目的としたもので、障害に基づく差別の禁止や障害者の効果的な参加ができる社会づくりを目指すことなどを原則としています。

わが国においても、平成23(2011)年の「障害者基本法」の改正以降、平成24(2012)年に障害者の権利利益の擁護に資することを目的とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、平成28(2016)年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、市や事業者などに合理的配慮<sup>※</sup>の提供が求められることになりました。

本市では、近年、障害のある人の高齢化、障害の重度化、介護する方の高齢化、親や保護責任者なき後の問題、精神疾患患者数の増加等、障害者への支援ニーズが多様化しています。

障害のある人が、地域で安心して暮らし自身の希望する生活を実現することができるよう、障害者福祉の基本理念であるノーマライゼーション<sup>※</sup>の考え方を広く定着させ、関係機関の連携・協力のもと、障害や障害のある人への差別や偏見などをなくすための市民の理解を一層深めるとともに、事業者に対しては合理的配慮の提供をより一層求め、障害のある人が自らの選択と決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画できる環境づくりが必要です。

市民意識調査では、障害のある方の人権が尊重されていないと思うことについて、「障がいのある人に対する理解が足りないこと」との回答が最も多く、次いで「交通機関や道路、公園、店舗、建物、情報機器などの利用が不便である」、「就職の際や職場で不利・不当な扱いを受ける」の順となっています。（図6）

このことから、個々の障害特性に応じた地域社会等での障害に対する理解の促進と、ノーマライゼーションの理念の下、障害者の雇用の促進と自立した生活ができるよう社会全体で支援する取組を推進する必要があります。

---

#### ※合理的配慮

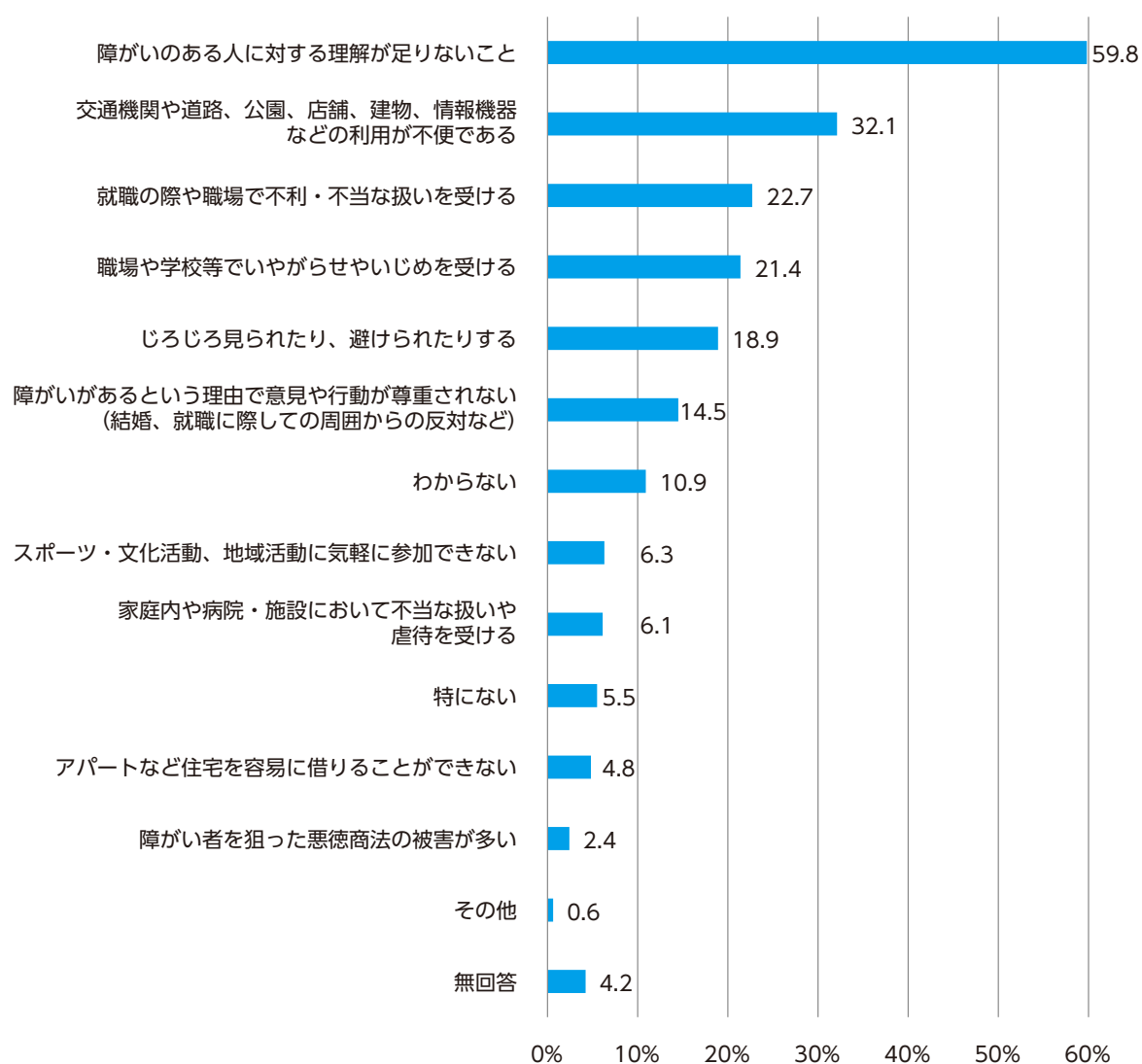
障害者差別解消法では、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うにあたり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮を行うこと。

#### ※ノーマライゼーション

「障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともに生き生きと活動できる社会を目指す」という理念のもと、障害者の自立と社会参加の促進に取り組むこと。

(図6) あなたは、障がいのある方の人権が尊重されていないと思うのはどのようなことですか。

(○は3つまで)



(注) 複数回答のため合計は100%を超えます。

■全体 (n=704)

## (2) 推進方針

令和3(2021)年に策定した「第6期室戸市障害者計画、第6期室戸市障害福祉計画、第2期室戸市障害児福祉計画」に基づき、市民一人ひとりの心がふれあい、共に助け合い、共に生きる、障害者の自立を支えあう地域づくりを推進していきます。

障害のある人に対する各種施策を推進し、総合的なサービス提供をしていくためには、保健・医療・福祉・教育分野における連携、そして、室戸市社会福祉協議会とも連携し、地域福祉活動との協働体制づくりを進めます。

また、障害者の雇用促進のために、公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携し、積極的な雇用・就労支援に取り組みます。

そして、市民一人ひとりの理解と人権尊重の意識が深まるよう、あらゆる機会を通じて教育・啓発活動を推進します。



## ① 教育

### ア 就学前教育

障害のある人（こども）との活動を共にする機会を設け、仲間として気持ちが通じ合うことを実感することを通じて、障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるための保育・教育を推進します。

### イ 学校教育

人を尊重する態度、尊敬や思いやる気持ちなど豊かな人間性を育むための教育を推進するとともに、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶインクルーシブ教育※や交流及び共同学習の機会を設け、ふれあう機会を通じて、障害や障害のある人に対する理解を深める教育を行います。

### ウ 社会教育

障害や障害のある人に対する意識上の障壁を取り除き、差別や偏見をなくしていくために、学習機会を提供するとともに、障害のある人との交流を通じて相互理解を深めるよう努めます。

## ② 啓発

障害のある人の人権や権利を守るため、研修会の開催や障害者虐待防止等の情報の提供などに取り組み、障害者に関する正しい理解と関心を高めるため、広報・ホームページ、市民館活動や市民館だよりを活用するなど、あらゆる機会を通じて啓発活動を推進します。

---

### ※インクルーシブ教育

平成23(2011)年8月障害者基本法の改正により、可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮を行うことが示された。

障害を持つこどもにとっては、コミュニケーションスキルや社会的スキルの改善等、障害のないこどもにとっては、障害を持つ人へのポジティブな態度や認識の発達等、双方にとって効果的な教育。

## 6 感染症・疾病等

### (1) 現状と課題

ハンセン病、HIV感染症といった感染症や難病、精神疾患などについては、病気に対する誤った認識等により、これまで多くの偏見や差別意識を生み、社会生活の様々な場面で人権問題が起きています。

ハンセン病は、「らい菌」によって引き起こされる感染症の一種ですが、感染発病力は非常に弱く、早期発見と適切な治療で完治できる病気です。

しかし、日本では平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで、国による隔離政策によって、ハンセン病患者や家族は地域社会で平穏に生活することを妨げられ、人権上の制限や差別など大きな被害を受けてきました。そうした中で、ハンセン病患者であった方等に対する差別や偏見の解消をさらに推し進めるため、平成21(2009)年「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が施行され、当事者やその家族の方々の名誉の回復と社会復帰のための施策を進めています。

また、エイズの原因であるHIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症についても、近年その治療が進歩してきました。感染力も弱いウイルスであることから、正しい知識を持ち、予防行動をとれば感染することはありません。

新型コロナウイルス等の新たな感染症の発生には、未知のウイルスに対する恐れや不安などから、感染者やその家族、医療従事者等に対して差別的な言動や非難、あるいはインターネット上での誹謗中傷や個人情報掲載等の人権侵害が問題になりました。

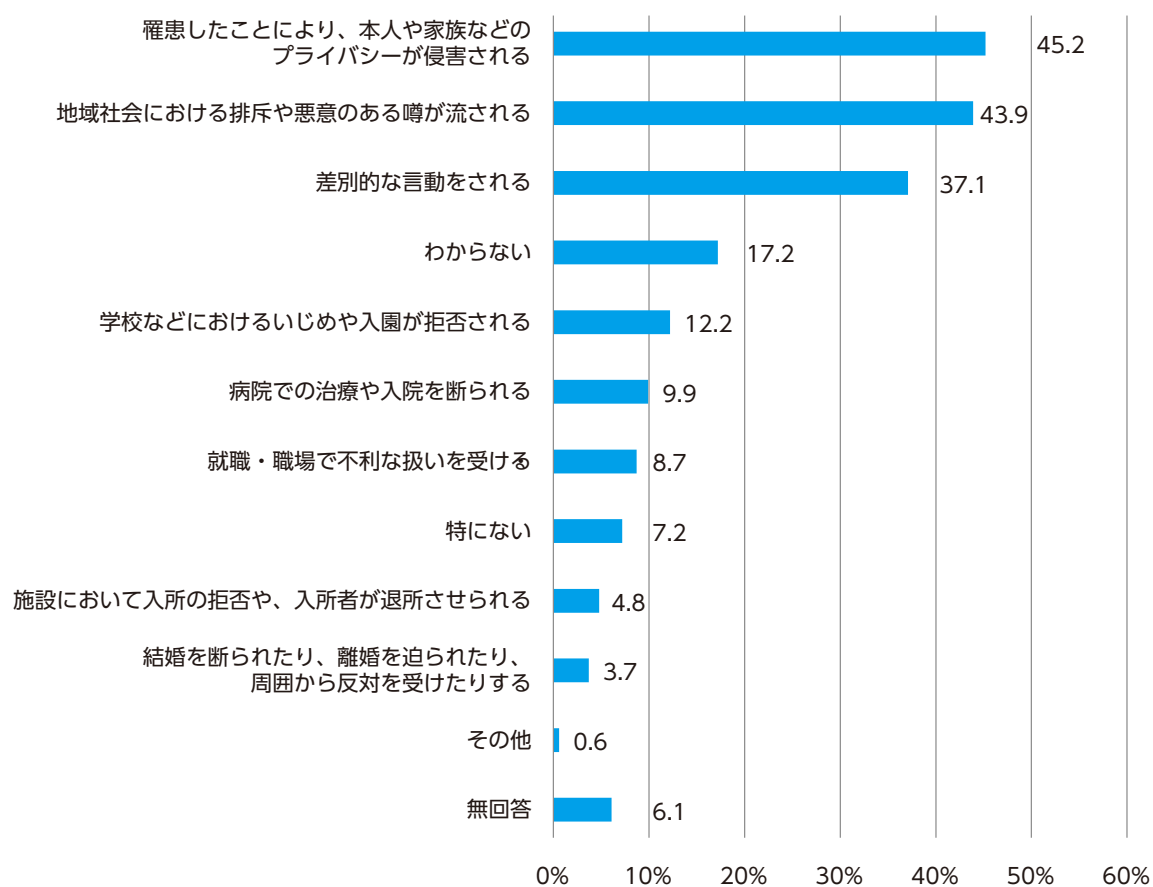
感染症への対応においては、医学的・疫学的見地からの正確な情報を迅速かつ適切に提供することが大切であり、一人ひとりがお互いを思いやりながら協力して行動することが求められます。

市民意識調査では、感染症患者等の人権が尊重されていないと思うことについて、「罹患したことにより、本人や家族などのプライバシーが侵害される」の回答が最も多く、次いで「地域社会における排斥や悪意のある噂が流される」、「差別的な言動をされる」の順となっています。（図7）

感染症や難病に対する正しい知識の普及啓発により偏見や差別意識を解消し、誰もが安心して生活できる環境づくりが求められています。

(図7) あなたは、感染症患者等の人権が尊重されていないと思うのはどのようなことですか。

(○は3つまで)



(注) 複数回答のため合計は100%を超えます。

■全体 (n=704)

## (2) 推進方針

様々な感染症に対する偏見や差別意識を解消するとともに、患者や回復者その家族の名誉を回復するため、様々な広報媒体を活用して、正しい知識や理解を深めるため教育・啓発活動を推進します。

### ① 教育

#### ア 就学前教育

生命の大切さと人を尊重する心や態度が幼児期から育まれるよう、人権を大切にすることを育てる保育・教育を推進します。

#### イ 学校教育

エイズやハンセン病等の感染症等に対するいたづらな不安や偏見を払拭するため、児童生徒の発達段階や実態に応じ、理解を深める教育を行います。

## ウ 社会教育

公民館活動や各団体等に対して、エイズやハンセン病等の感染症に関する正しい知識の普及を図るため、学習機会の充実と情報の提供を行います。

### ② 啓発

感染症の患者等に対する人権侵害に対しては、差別や偏見、心ない言動をなくし、正しい知識に基づいた対応や相手の立場を理解し思いやる行動、患者等の人権を尊重した社会づくりを広報・ホームページ、市民館活動や市民館だよりを活用するなど、あらゆる機会を通じて啓発活動を推進します。

## 7 外国人

### (1) 現状と課題

日本に在住、あるいは訪問する外国人は国際化の進展とともに増加していますが、外国人に対する差別や偏見は、言語、文化、宗教、生活習慣などの違いに対して正しい理解がされていないことや外国人に対して閉鎖的であることが考えられます。また、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチ\*として社会問題となっています。

国においては、人種差別撤廃条約への批准、国際人権規約の採択、ヘイトスピーチ解消法の制定など、人種差別や外国人差別解消に向けた取組を進め、多文化共生社会の地域づくりを推進しています。これは、外国人の人権について関心を高め、国籍や民族などの異なる人々がお互いの文化的差異を認め合うことで、外国人が暮らしやすく、活動しやすい社会を築くことです。

外国人と日本人がお互いを尊重し合いながら共に生きていくためには、多文化共生社会という考え方への理解を深めることが大切です。

本市においても、現在アジアを中心に外国人が労働者として働き、国籍の違う人どうしが隣り合って暮らす社会が現実化しており、地域社会にとっても外国人との共生が求められています。こうした外国籍市民を取り巻く問題として、それぞれの文化や生活習慣に対する理解不足による差別や偏見が見られます。特に在日韓国・朝鮮人の歴史的経緯などについての認識が十分とは言えずに差別的な意識が残っています。

本市は、室戸ユネスコ世界ジオパークや日本遺産の四国遍路の札所があることから、外国人観光客が多く訪れる地域であり、外国人と触れ合う機会も多くあります。また、平成3年にオーストラリア国ポートリンカーン市と友好都市交流を結んでおり、市民間の相互交流事業を行うことで、外国の文化や生活に触れ関心を高める取組を行っています。

しかし、市民意識調査では、日本に住む外国人の人権が尊重されていないと思うことについて、「外国の生活習慣や文化などへ理解不足や偏見がある」の回答が最も多く、次いで「就職、職場で不利な扱いを受ける」、「日常生活において、外国語表示がなく十分なサービスを受けることができない」の順となっています。(図8)

日本語が十分理解できないことで、必要なサービスが受けられなかったり、教育が十分受けられなかったりするなどの問題も指摘されています。

文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して理解を深め、同じ室戸市民として、互いを尊重し、偏見や差別のない環境づくりが重要です。

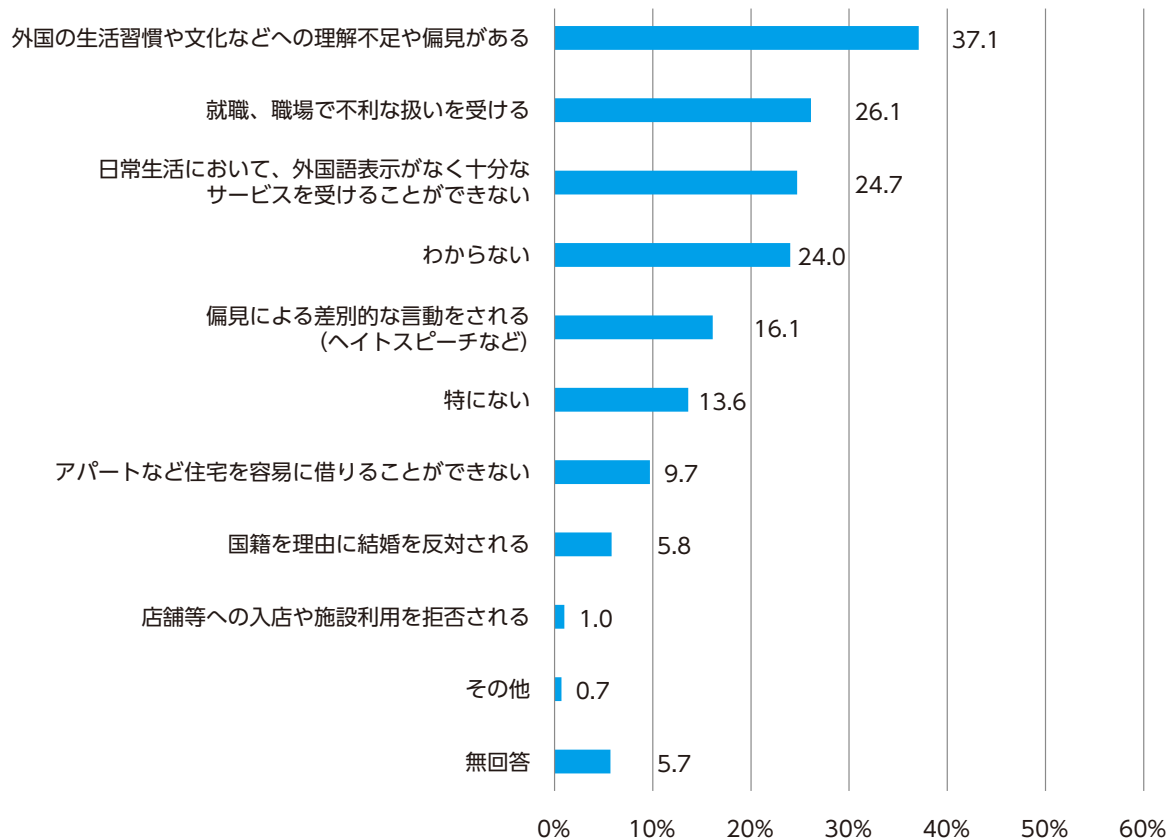
---

\*ヘイトスピーチ

人種、国籍、宗教、性別、障害、出身・出生などに基づいて、個人又は集団を脅迫、侮辱し、おとしめたりする表現のことをいう。さらには他人をそのように扇動する言動等を指す。

(図8) あなたは、日本に住む外国人の人権が尊重されていないと思うのはどのようなことですか。

(〇は3つまで)



(注) 複数回答のため合計は100%を超えます。

■全体 (n=704)

## (2) 推進方針

外国人と日本人がお互いを尊重し合いながら共生できる社会を築くためには、私たち一人ひとりが、それぞれの文化や生活習慣の違いを認め合い、多様性を受け入れていくことが重要です。

また、外国人であることを理由に雇用や日常生活において、不合理な差別や不便を被ることがないように、各種団体や関係機関との連携を図り安心して生活ができる環境づくりを進めていきます。

そして、異文化への理解や在住外国人との相互理解を促進するため、在住外国人への差別意識解消に向けた教育・啓発活動を推進します。

### ① 教育

#### ア 就学前教育

外国語指導助手の訪問等による外国の文化や習慣等に触れ、お互いに尊重し合う心や態度を育てる保育・教育を推進します。

#### イ 学校教育

国際理解教育や外国語指導助手とのふれあい等により、広い視野を持ち、異文化や人間としての共通性を理解するとともに、これを尊重する態度や協調して生きる態度の育成に努めます。



## ウ 社会教育

国際交流員制度などを活用した地域レベルでの国際交流を促進し、異文化への理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図ります。

## ② 啓発

外国人や異文化に対する正しい理解ができるよう、情報の提供を広報やホームページ、人権週間等の事業の実施により周知するとともに、市民館活動や市民館だよりを活用するなど、あらゆる機会を通じて啓発活動を推進します。

## 8 犯罪被害者等

### (1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害に加え、精神的にも経済的にも様々な打撃を受け、日常生活上の様々な困難に直面しています。また、被害者等を取り巻く地域住民や支援に携わる関係者の無理解や配慮に欠けた言動、報道機関による過剰な取材や事実と異なる報道による精神的被害など、様々な二次被害を受けることがあるなどの問題が指摘されています。

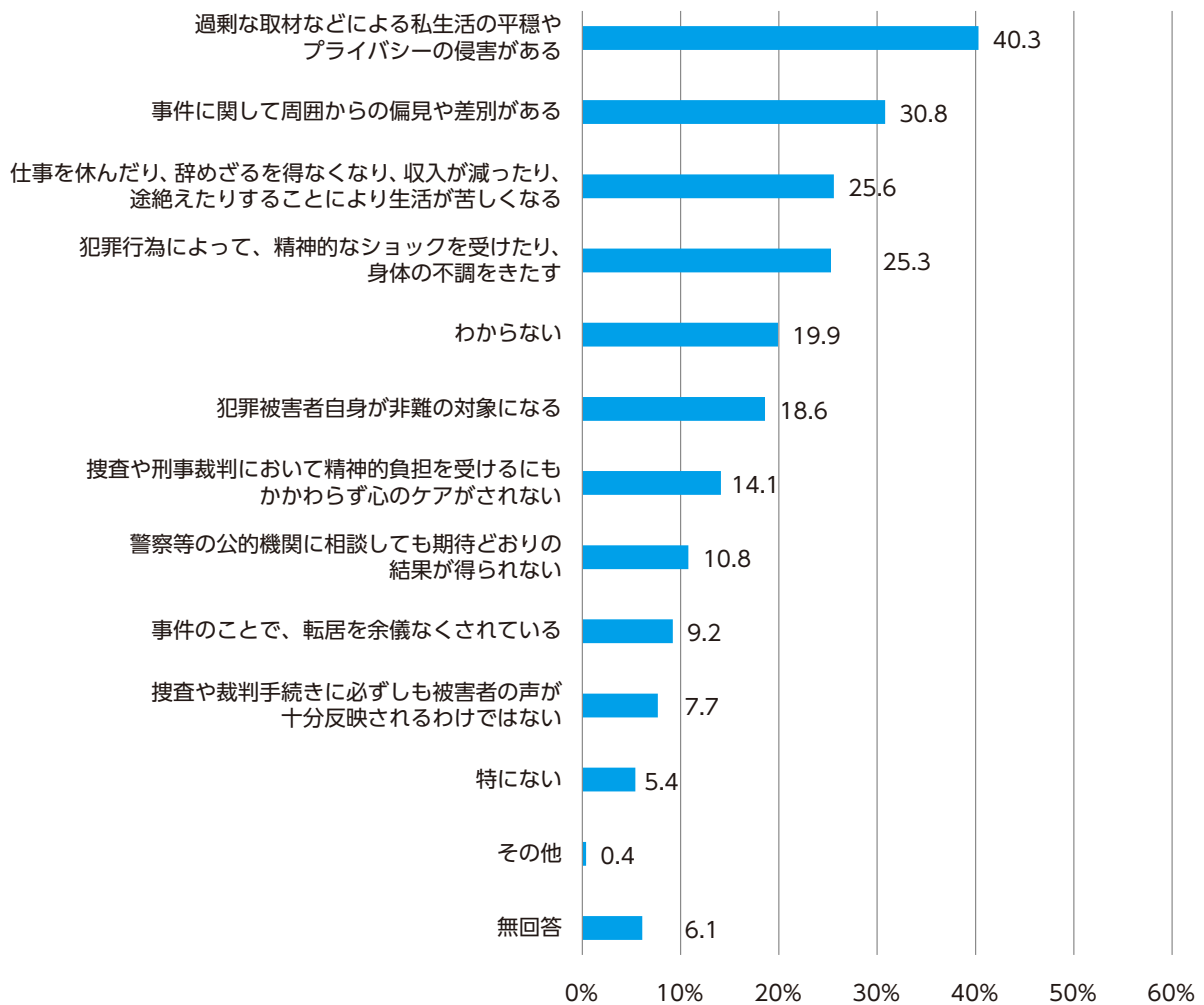
そのため、平成17(2005)年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、地方公共団体に対しては、相談体制の整備など支援の取組が求められています。また、同法により、政府は、被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、被害者等のための施策に関する基本的な計画を定めなければならないこととされており、令和3(2021)年に「第4次犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

市民意識調査では、犯罪被害者等の人権が尊重されていないということについて、「過剰な取材などによる私生活の平穏やプライバシーの侵害がある」の回答が最も多く、次いで「事件に関して周囲からの偏見や差別がある」、「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり途絶えたりすることにより生活が苦しくなる」の順となっています。(図9)

私たちは誰もが犯罪被害者になる可能性があります。犯罪によって受けた被害からの回復は、犯罪被害者やその家族が有する当然の権利です。市民一人ひとりが犯罪被害者とその家族に対して、その立場や状況を理解し思いやり、当事者に寄り添った支援や対応が求められています。

(図9) あなたは、犯罪被害者等の人権が尊重されていないと思うのはどのようなことですか。

(○は3つまで)



(注) 複数回答のため合計は100%を超えます。

■全体 (n=704)

## (2) 推進方針

犯罪被害者やその家族等が安心して地域で暮らせるよう、置かれている状況や支援の必要性について教育・啓発活動を推進し、警察、保護司会、こうち被害者支援センター等各関係機関とも連携し、社会全体で支えることのできる地域づくりに取り組んでいきます。

また、犯罪被害者等からの多種多様な相談に応じ、所管する医療・保険・福祉制度をワンストップで提供できるよう総合的対応窓口において対応するなどし、犯罪被害者等の立場に立った適切で効果的な支援の実施に努めます。

### ① 教育

#### ア 就学前教育

友達と、様々な心動かす出来事を共有し、お互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに関心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、お互いが認め合う心情を育むための保育・教育を推進します。

イ 学校教育

情報を正しく読み取り、他者を思いやる気持ちを育む教育を推進します。

ウ 社会教育

公民館活動や各団体等に対して、他者を思いやる教育や相手の立場になって考える教育の充実のための支援を行います。

② 啓発

犯罪被害者とその家族に寄り添った支援の必要性や市民の理解の促進を図るため、広報やホームページ、市民館活動や市民館だよりを活用するなど、あらゆる機会を通じて相手を思いやる気持ちを育む啓発活動を推進します。

## 9 インターネットによる人権侵害

### (1) 現状と課題

インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、そのインターネットを悪用し、他人の誹謗中傷や侮辱、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示や差別的な書き込みなどの人権侵害が社会問題となっています。携帯電話やスマートフォンは、大人だけでなくこどもの所有率も増加しています。フェイスブック (Facebook)、ツイッター (Twitter)、ライン (LINE) などのSNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) 等の機能を使って、気軽に情報収集やコミュニケーションがとれる一方、インターネットを利用したいじめや、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメント、部落差別や外国人、障害者等に関する差別的な書き込みなども深刻化しています。インターネットでの人権侵害は、他のメディアなどと異なり、「匿名」で気軽に発信できることや、一度公開された内容がすぐに広まってしまうため被害が急速に拡大すること、サイト管理者が分からず削除が難しい場合があることなど、そのすべてに対処することが困難なことが特徴として挙げられます。

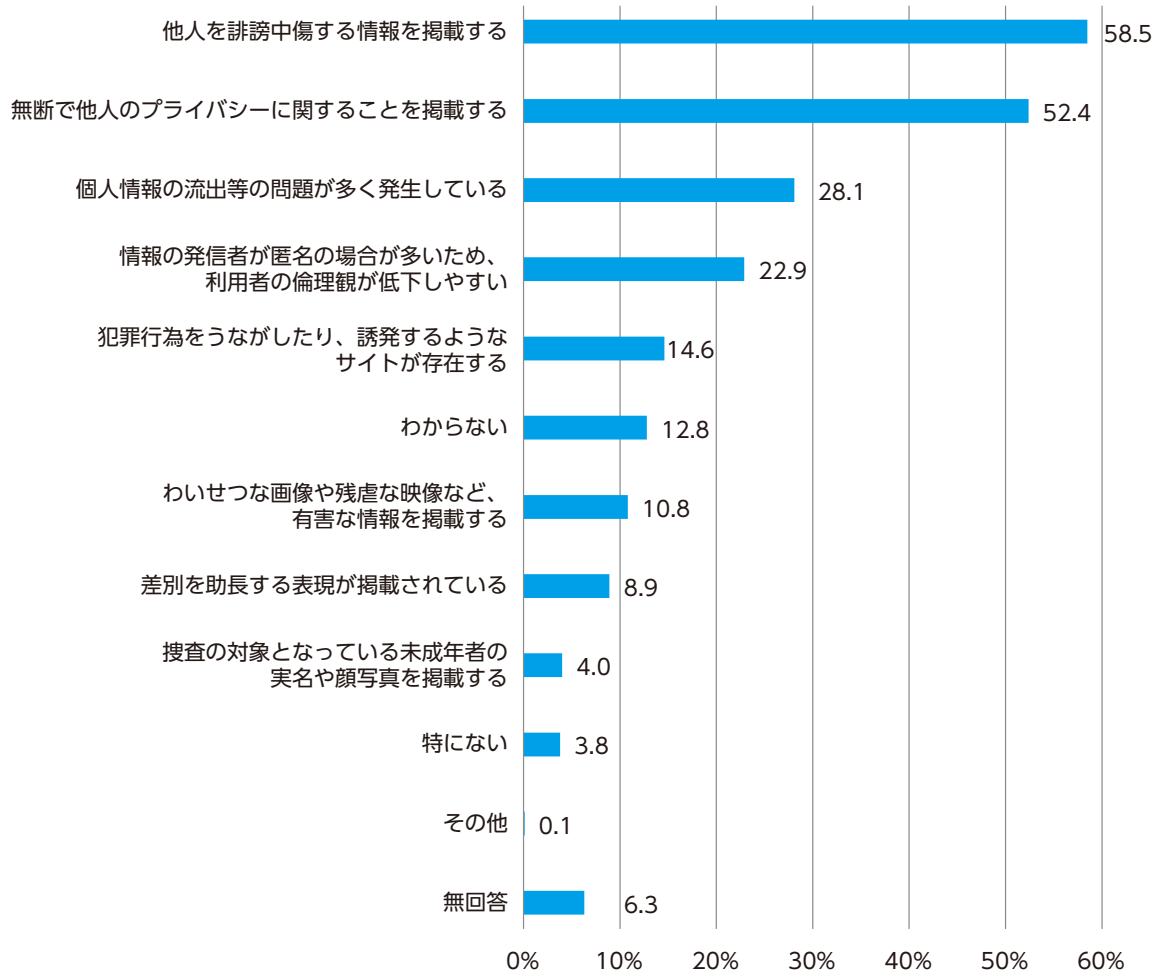
また、近年特に問題となっている児童ポルノは、それ自体、こどもの人権擁護上許されるものではありません。しかし、その画像がいったんインターネット上に流出すれば、画像のコピーが転々と流通して回収することが極めて困難となり、被害を受けた児童は将来にわたって永く苦しむことになるなど、重大な人権侵害と言わざるを得ません。

さらに、自殺を誘うような情報等、インターネット上の有害情報に起因して犯罪やトラブルに巻き込まれ、被害に遭うなどの人権侵害事案も発生しています。

市民意識調査では、インターネットによる人権侵害で特に人権上問題があると思うことについて、「他人を誹謗中傷する情報を掲載する」の回答が最も多く、次いで「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」、「個人情報流出等の問題が多く発生している」の順となっています。(図10)

インターネットを利用する一人ひとりが人権意識を高め、情報の収集や発信における責任やモラルについて正しく理解できるよう啓発に努めるとともに、人権侵害を受けた人のための相談・支援体制の充実を図るような取組が求められています。

(図10) あなたは、インターネットによる人権侵害で特に問題があると思われるのはどのようなことですか。  
(〇は3つまで)



(注) 複数回答のため合計は100%を超えます。

■ 全体 (n=704)

## (2) 推進方針

インターネットは、手軽で便利なメディアです。しかし、使用方法を間違えると個人情報の流出やプライバシーの侵害などが発生します。手軽で便利だからこそ使う側の私たち一人ひとりの人権意識が大切になります。利用者一人ひとりがインターネットの適正な利用に心がけ、高度情報化社会に対応した人権への理解を深めることが重要です。

子どもたちのインターネット利用率の高まりによる誹謗中傷やいじめにつながることをのこさないよう、子ども・家庭等も関心を持ち、情報化の発展がもたらす影響、便利さの裏に潜む危険性や情報モラルについて理解を深めることが必要です。そして、子どもたちが適切に活用する能力を身に付けられるよう、また、インターネットを利用する一人ひとりのモラルの向上につながるよう教育・啓発活動を推進します。



## ① 教育

### ア 就学前教育

友達と、様々な心動かす出来事を共有し、お互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに関心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、お互いが認め合う心情を育むための保育・教育を推進します。

### イ 学校教育

インターネットやスマートフォン等の利用上のルールやマナー、個人のプライバシーに関して正しく理解する情報モラル教育や、人権に関する学習を実践します。

また、学級活動やホームルーム活動を通じて、こどもがネット問題について主体的に話し合い、問題を解決していくことや、児童会・生徒会活動を通じてルール作りを進めていくなどの取組を推進します。

### ウ 社会教育

新しい情報を得られる機会の提供や、自分が被害者にも加害者にもならないための知識と対応力を身につけるための学習内容などの充実を図ります。

また、家庭、地域及びPTAと連携・協力し人権侵害や犯罪被害に対する未然防止に向けた取組を推進します。

## ② 啓発

他人を誹謗中傷する情報や無断で他人のプライバシーに関することを掲載することがどのような人権侵害になるのか、誰もが被害者にも加害者にもならないよう、正しい利用方法について理解できるように広報・ホームページ、市民館活動や市民館だよりを活用するなど、あらゆる機会を通じて啓発活動を推進します。

## 10 災害と人権

### (1) 現状と課題

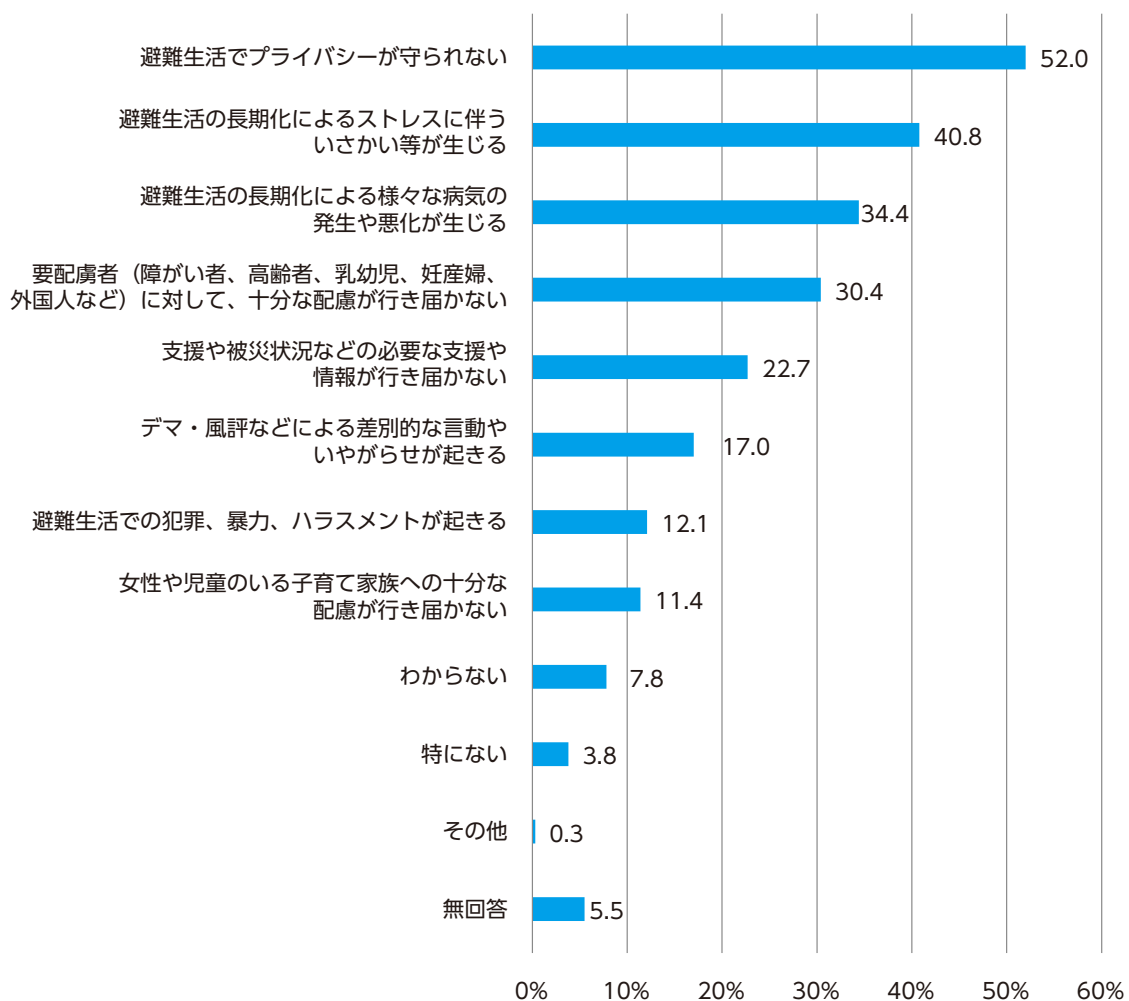
平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災によって、多くの犠牲者と被災者が発生しました。また、原子力発電所の事故では、放射線の影響のため、避難や転居を余儀なくされた人々に対し、風評による思い込みの心ない言動により、被災者を二重に傷つける出来事も発生しました。

このような状況や、長期化する避難所生活の中では、プライバシーが守られにくいことのほかに、女性、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人、性的少数者等の要配慮者に対する十分な支援が行き届かないなどの人権課題が顕在化しました。

災害時の非常事態に長期間の共同生活を営むことは、様々なハラスメント、プライバシーの侵害、いわれない差別など人権問題が容易に起こり得る状態が考えられます。

市民意識調査では、地震など災害が起きた場合に、人権上問題があると思うことについて、「避難生活でプライバシーが守られない」の回答が最も多く、次いで「避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかい等が生じる」、「避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化が生じる」の順となっています。(図11)

(図11) あなたは、地震など災害が起きた場合に、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。  
(〇は3つまで)



(注) 複数回答のため合計は100%を超えます。

■全体 (n=704)

## (2) 推進方針

本市においても、将来発生が予想される南海トラフ地震や、今後の大規模災害に対する事前の備え、避難体制の整備が重要視されています。中でも、避難所の運営、被災者支援は、人権に配慮した対策が不可欠であることから災害時における人権を尊重する教育・啓発活動を推進します。

### ① 教育

#### ア 就学前教育

日々の生活を通じて、命の大切さに気付くとともに、災害から身を守ることができる態度や能力を育む保育・教育を推進します。

#### イ 学校教育

防災教育の実施に加え、避難所におけるプライバシーの保護、要配慮者<sup>\*</sup>等への避難所生活での配慮について、過去の事例などを活用して、自分のあり方について考えさせる学習を実践します。

#### ウ 社会教育

災害時の避難所において、要配慮者等の人権を尊重するための知識と対応力を身につける学習や訓練、根拠のない思い込みや偏見で風評被害等が起こらないよう、正しく情報を得る力を育む学習など、内容の充実を図ります。

### ② 啓発

災害時の避難所等における差別やプライバシーの保護など、すべての市民の人権が守られるような避難所運営や偏見・風評被害等が起こらないよう、正しい知識と理解を深めるため広報・ホームページ、市民館活動や市民館だよりを活用するなど、あらゆる機会を通じて啓発活動を推進します。

---

<sup>\*</sup>要配慮者

災害対策基本法の規定により「高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者」と定義されている。

## 11 性的指向・性自認

### (1) 現状と課題

恋愛又は性愛の対象がどういう性に向かうのかを示す概念である「性的指向」については、異性愛・同性愛など多様であり、また、自己の性別をどのように認識しているかを示す概念である「性自認」については、自分の性をどう認識しているか、女性・男性という認識だけでなく、中間、どちらでもないなど、その在り方は多様です。

多様な性のなかで、少数の立場にある、L：レズビアン、G：ゲイ、B：バイセクシュアル、T：トランスジェンダー（心の性とからだの性が一致しない・違和感を持つ方）、Q：クエスチョニング（性的指向や性自認が定まっていない人）の頭文字をとって、LGBTQ（性的少数者）と表現しますが、性が多様化する現代社会においては、これらに属さない性も存在しています。近年、多様な性のあり方に関して、性的指向と性自認はすべての人が持つ属性であり、一人ひとり異なる性のあり方があるという考えを示す言葉として、SOGI（ソジ）<sup>\*</sup>が広く用いられるようになりました。

しかしながら、多様な性に対する無関心や誤った認識が偏見や差別を生み出し、性的少数者が職場や学校などで不適切な扱いを受け、生きづらさを感じていることがあります。

近年、一部の自治体においてはパートナーシップ<sup>\*</sup>を公的に認めたり、企業等においてもSOGIに配慮した社内制度が設けられるなど、性的少数者の権利を保障する取組も見られるようになりました。

性的マイノリティの人口比率は、3～10%と推定されていますが、社会的に十分な認識や理解が進んでおらず、当事者は偏見や差別、社会生活上の困難など、様々な悩みや苦しみを抱えることがあります。令和2（2020）年に施行された改正「労働施策総合推進法」では、性的指向・性自認に関して侮辱的な言動や、本人の了承を得ずに暴露すること（アウトティング）が、パワー・ハラスメントにあたること示されるなど、性の多様化に関する理解が促進されています。こうした多様な性の存在を知り、性のあり方が一人ひとり異なるものであることを意識することは、誰もが自分らしく生きられる社会づくりのためにとっても重要です。

教育現場においても、平成27（2015）年4月に文部科学省により「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」の通知が各自治体の教育委員会に通知されています。

市民意識調査では、LGBT等の性的少数者の人権が尊重されていないと思うことについて、「差別的な行動をされたり世間から好奇や偏見の目で見られる」の回答が最も多く、次いで「わからない」、「学校、職場において、いやがらせやいじめを受ける」の順となっています。（図12）

様々な性のあり方について理解を深めることで、職場や学校をはじめ、あらゆる場面において性の多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会の実現が求められています。

---

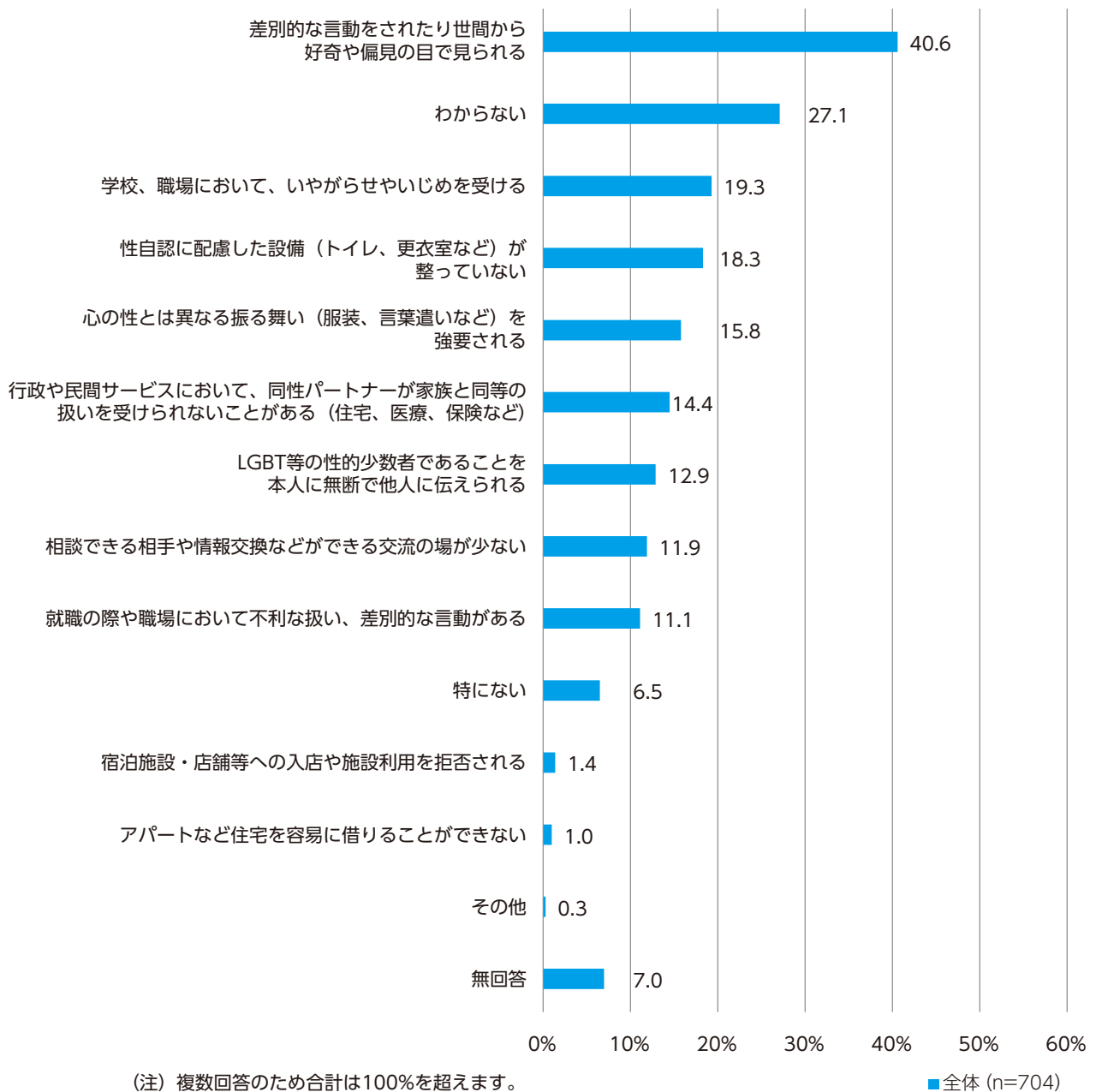
#### ※SOGI（ソジ）

性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとった言葉。LGBTQのような性的少数者を指す言葉ではなく、性的指向と性自認はすべての人が持つ属性であり、一人ひとり異なる性のあり方があるという考え方を示す言葉。

#### ※パートナーシップ

同性カップルを婚姻に相当する関係と公認する制度。法的な効力はないが、法律行為である婚姻と同様な行政・民間サービスや社会的配慮を受けやすくするもの。

(図12) あなたは、LGBT等の性的少数者の人権が尊重されていないと思うのはどのようなことですか。  
(○は3つまで)



## (2) 推進方針

性的指向や性自認について、市民一人ひとりが、正しい知識や理解を深め、偏見や差別が解消されるよう、中心的な役割を担っていく必要がある行政職員や教職員は、職場研修を行うなどして、性的マイノリティについて理解を深めていく必要があります。

また、性的少数者の方々の生きづらさの解消に努めるとともに、市民一人ひとりの理解と人権尊重の意識が深まるようあらゆる機会を通じて、教育・啓発活動を推進します。

## ① 教育

### ア 就学前教育

友達と、様々な心動かす出来事を共有し、お互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに関心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、お互いが認め合う心情を育むための保育・教育を推進します。

### イ 学校教育

児童生徒の発達段階に応じ、多様な性について理解を深める教育を行うとともに、誰もが協調して生きる態度の育成に努めます。

また、多様な性に対する教職員自身の理解を深め、児童生徒に適切な支援を行えるよう研修の充実を図ります。

### ウ 社会教育

公民館活動や各団体等において、多様な性について理解を深めるため、学習機会の充実と情報の提供を行うとともに、人権意識の高揚を図ります。

## ② 啓発

偏見や差別がなくなるよう、LGBTQ、SOGI等の言葉の意味や性の多様性について正しく理解できるよう、研修会の開催や情報提供に努めるとともに、広報やホームページ、市民館活動や市民館だよりを活用するなど、あらゆる機会を通じて啓発活動を推進します。



## 12 さまざまな人権課題

これまでに挙げた個々の人権課題のほかにも次のような人権課題がありますが、社会情勢の変化に伴って多様化しています。あらゆる人権課題に目を向け、国や県、関係機関と連携を図りながら、法改正や社会情勢の変化などの状況に応じて必要な施策を実施し、正しい理解と認識が浸透していくよう教育・啓発活動を行います。

### (1) アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、自然の豊かな恵みを受けて独自の生活と文化を築き上げてきましたが、狩猟を禁止され、土地を奪われ、教育の場などでアイヌ語の使用が禁じられ、日本語を使うことを強制されるなどの同化政策が進められ、いわれのない差別の中で貧困にあえいできました。

この問題を解決するため、平成9(1997)年の「アイヌ文化振興法」をはじめ、国による様々な取組が進められました。こうした動きは、平成19(2007)年に、世界の先住民族の権利を認める国際連合宣言が採択されたのを機に、令和元(2019)年に「アイヌ施策推進法」が施行され、地域・産業・観光の振興なども含めた総合的な施策が進められています。

しかし、今でもアイヌの人々に対する誤った認識などから、差別や偏見は残っています。私たちが、アイヌの歴史や伝統、文化などについて正しく理解することが、差別や偏見をなくすことにつながります。

### (2) ハラスメント

ハラスメントは「嫌がらせ、いじめ」を意味し、職場など様々な場面での、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるといった発言や行動が問題となっています。

「セクシュアル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」、「マタニティ・ハラスメント」※、「SOGIハラスメント」※などハラスメントの種類は多様にあります。

特に、企業は、職場における「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「マタニティ・ハラスメント」などを防止するために、雇用管理上講ずべき措置（方針の明確化と周知啓発、相談体制の整備、ハラスメントへの迅速かつ適切な対応など）を講じる義務があります。

ハラスメントに対しては組織で取り組むことが大切であり、職場における相談窓口の設置や研修の実施による理解の促進などの取組を進めることが重要です。

---

※マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格など不利益な取扱いを行うこと。

※SOGIハラスメント

性自認や性的指向を理由とする不当な差別的取扱い、アウティング（誰かの性のあり方を第三者に勝手に伝えること）等を行うこと。

### (3) ホームレス・生活困窮者の人権

やむを得ない事情からホームレス（路上生活者）となった人々が存在しています。ホームレスの人々は、健康で文化的な生活を送ることができていないばかりか、偏見や差別の対象となり、嫌がらせや暴行を受けるなどの問題が発生しています。

国は、平成14(2002)年にホームレス自立支援法を制定し、国や地方公共団体の責務として、ホームレスの自立等を支援するため、福祉、就労、住居、保健、医療等の分野において総合的な取組を行うとともに、ホームレスの人権擁護について啓発を行うことを定めています。

また、単に経済的に困窮しているだけでなく、本人や家族の心身の状況の悪化や、社会からの孤立など、様々な問題が複雑に絡み合い誰かの助けがなければ生きがいを持って自分らしく生きることが難しい生活困窮者に対しては、平成27(2015)年に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者の状況に応じた包括的支援が必要とされています。

ホームレスや生活困窮者の一日も早い自立のために、それぞれの置かれている状況や自立支援の必要性について理解し、偏見や差別をなくす取組が大切です。

### (4) ひきこもりに関する問題

ひきこもりは、どの年齢層にも、どんな立場の人にもみられるものであり、実に多様なきっかけでなり得るものであります。学生だけでなく、専業主婦や家事手伝いの人、退職したことをきっかけにひきこもり状態になった人もいます。これらひきこもりの状態にある人は、生活の困窮や社会からの孤立が問題になっています。

行政や関係団体、地域との連携・協働により相互に協力・支援し合うことが大切です。

### (5) 人身取引（トラフィッキング）

人身取引<sup>\*</sup>は重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。性的搾取、強制労働等を目的とした事案が発生しています。

国は、人身取引その他の人身の自由を侵害する行為に対処するため、令和4(2022)年12月に犯罪対策閣僚会議で策定された「人身取引対策行動計画2022」に基づき、この問題に関係省庁が協力して取り組んでいます。

### (6) 北朝鮮による拉致問題

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。今日では、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになっています。

国は、平成18(2006)年に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権侵害対処法）」を施行し、政府一体となって拉致問題の解決に向けての取組を推進しており、この問題についての関心と認識を深めていく取組や啓発が行われています。

---

#### ※人身取引

国際的な犯罪組織が暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段により、女性や子どもなどの弱い立場にある人々を、別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取すること。密入国とは違い本人の意に反した強制力や脅迫等が伴う。

# 第5章 推進体制

## 1 市の推進体制

基本方針に基づき「室戸市人権施策推進委員会」を中心に、各部署が責任を持って、主体的に取り組み、市民の立場に立った人権意識のもとで人権施策を総合的かつ効果的に推進します。

## 2 国・県等行政機関との連携

本方針の実効性を高めるため、国や県等の各行政機関と連携を図りながら、効果的な人権施策を推進します。

## 3 市民・企業・関係団体等との連携

社会全体で、人権問題に取り組めるよう、研修会の開催や情報提供を行うとともに、人権教育・啓発の推進に努めます。

また、すべての人の人権が尊重され、その重要性が正しく認識されるよう本基本方針が広く市民に浸透するよう周知を図ります。

## 前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

## 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

## 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

## 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

## 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

## 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

## 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

## 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

#### 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

#### 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によるのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報



酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。



### 第3章 国民の権利及び義務

**第11条** 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

**第12条** この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

**第13条** すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

**第14条** すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

**第18条** 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

**第19条** 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

**第20条** 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

**第22条** 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

**第23条** 学問の自由は、これを保障する。

**第24条** 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

**第25条** すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

**第26条** すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

### 第10章 最高法規

**第97条** この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

**第98条** この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月29日公布

平成12年12月 6日施行

## (目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

## (基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## (国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## (基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

## (年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## (財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

### (見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第7号、第10条及び附則第4条第1項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- (4) 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
  - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
  - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの  
ヘ 会計検査院

(5) 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

(6) 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（同法第21条第3号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

(7) 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

### (国及び地方公共団体の責務)

**第3条** 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### (国民の責務)

**第4条** 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

## 第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- (2) 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- (3) 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- (4) その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨

の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。



4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

#### (事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

#### (報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

#### (事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

### 第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

#### (相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

#### (啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

#### (情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

#### (障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介

護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

#### (協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

#### (秘密保持義務)

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(主務大臣)

第21条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第23条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第25条 第19条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第2条 政府は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第6条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第3条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第9条の規定の例により、

国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第9条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第10条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号) (略)



# 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成28年6月3日公布

平成28年6月3日施行

## 前 文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

### (基本理念)

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

### (相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

### (教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

### (啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な

差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。  
(不当な差別的言動に係る取組についての検討)
- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

# 部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日公布

平成28年12月16日施行

## (目的)

**第1条** この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

## (基本理念)

**第2条** 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

## (国及び地方公共団体の責務)

**第3条** 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## (相談体制の充実)

**第4条** 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

## (教育及び啓発)

**第5条** 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

## (部落差別の実態に係る調査)

**第6条** 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、法の下での平等及び基本的人権の保障について定められている。

この理念の下に、市民のお互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる社会をつくることは市民の願いである。

しかし、現実社会においては、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人などに対する人権侵害の問題が依然として存在している。

同和問題については、室戸市においても行政の責務として長年取り組んできたが、いまだ完全には解決されていない実態がある。

市は、これらの問題の解決に先導的役割を果たすべきであり、また、私たちは力を合わせてあらゆる人権問題の早急な解決を図っていかねばならない。

ここに、私たちすべての市民は、豊かな自然と歴史と文化を育んできたふるさと室戸において、共に力を合わせ、人権という普遍的な文化の創造を目指し、人権が尊重される社会づくりを進めていくことを決意してこの条例を制定する。

## (目的)

**第1条** この条例は、人権尊重の社会づくりについて、市及び市民（市内に在住する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。）の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題への取組みを推進し、人権が何よりも尊重される社会づくりの実現に寄与することを目的とする。

## (市の責務等)

**第2条** 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重に関する市民相互の理解を深め、行政のあらゆる分野において教育及び啓発に係る施策を実施するとともに、市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

2 市は、人権尊重の社会づくりを推進するに当たっては、国、県及び関係団体と連携協力するものとする。

3 市長は、人権意識の高揚を図るため、市内における人権に関する実態について公表するものとする。

4 市長は、人権侵害に当たる行為をしたものに対して、必要な調査、指導及び助言をすることができる。

## (市民の責務)

**第3条** 市民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権尊重の意識の向上に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

## (人権施策の基本方針)

**第4条** 市長は、人権尊重の社会づくりの総合的な施策を推進するため、人権施策の基本方針を定めるものとする。

## (室戸市人権尊重の社会づくり協議会)

**第5条** 人権施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査協議させるため、室戸市人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 市長は、前条の人権施策の基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関し、市長に意見を述べるることができる。

## (委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関する事項その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成10年9月1日から施行する。

## (趣旨)

第1条 この規則は、室戸市人権尊重の社会づくり条例（平成10年条例第18号）第6条の規定に基づき、室戸市人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織等)

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、15人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者、人権感覚に優れ人権問題に関し熱意と意欲のある者及び関係団体の役職員とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

## (運営)

第3条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の総数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

## (部会)

第5条 協議会に、その専門の事項を協議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を各1人置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

5 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を協議会に報告するものとする。

6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

## (庶務)

第6条 協議会の庶務は、人権啓発課において行う。

## (雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項は、会長が協議会に諮って定める。

2 初回の協議会は、第4条第1項の規定に関わらず、市長が招集する。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成11年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成14年規則第9号）抄

#### (施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

### 附 則（平成18年規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 室戸市人権施策基本方針 第1次改定版

発行：高知県室戸市

編集：室戸市人権啓発課

住所：〒781-7185

高知県室戸市浮津25番地1

(TEL) 0887-22-5115 (直通)

(FAX) 0887-22-1120

室戸市ホームページアドレス

<https://www.city.muroto.kochi.jp/>

